

発行 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

## 目次

## 〔その他告示〕

- 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（法務八二、八三）
- ザンビア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一四七）
- 国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務一二〇）
- 保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産六六四、六六九）
- 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（経済産業七三）
- 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則第九条の四第一項の規定に基づく登録実務講習の登録の件（国土交通三四〇）
- 砂防法第二条の土地を指定する件（同三四一、三四二）
- 道路に関する件（国土交通三四一）
- （東北地方整備局四九）

## 〔人事異動〕

国家公安委員会 警察庁 福岡県

## 〔皇室事項〕

## 〔官庁報告〕

## 官庁事項

国営東近江土地改良事業（区画整理・農業用用排水）計画の公告  
(農林水産省)  
近畿地方整備局公示(近畿地方整備局)  
北海道開発局公示(北海道開発局)

## 公証人任免（法務省）

## 法務

日本産業規格  
(経済産業省・国土交通省、国土交通省)

## 〔公 告〕

官庁  
諸事項  
登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止

四 関係

八

三

二

一

七 六

五 五 四



## その他告示

裁判所  
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生、所有者不明関係

特殊法人等  
外務省共済組合定款の一部変更関係  
会社その他

## ○法務省告示第八十二号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第二百五十一号）第五条の規定に基づき、次の方が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十二条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年四月二十五日

法務大臣 鈴木 韶祐  
認証紛争解決事業者の名称及び住所  
株式会社DDR  
東京都港区虎ノ門四一三一城山トラストコートE一一二二一

認証年月日  
令和七年四月二十五日

○法務省告示第八十三号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第二百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十二条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年四月二十五日

法務大臣 鈴木 韶祐  
認証紛争解決事業者の名称及び住所  
株式会社チャーリードサポート  
東京都中央区銀座一丁目二十二番十一号

認証年月日  
令和七年四月一日

○外務省告示第百四十七号

令和七年三月十三日にルサカで、ザンビア共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がザンビア共和国政府との間に行われた。

- 協力の目的及び内容  
経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
- 贈与額  
一億八千二百万円
- 贈与の供与期限  
令和九年三月三十日

署名者  
日本側 竹内一之在ザンビア大使

ザンビア側 シトウンベコ・ムソコトワネ財務・國家計画大臣

令和七年四月二十五日

外務大臣 岩屋 裕



○経済産業省告示第七十三号  
中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。  
令和七年四月二十五日

災 害 名	地 域	指 定 の 期 間
林野火災に係る災害	愛媛県 今治市 西条市	令和七年三月二十三日から令和七年七月二十四日まで

## ○国土交通省告示第三百四十号

国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十五号）第九条の四第一項の規定により、次の機関の行う講習を登録実務講習として登録したので、同規則第九条の十七第一号の規定により、公示する。

令和七年四月二十五日

一 登録年月日 令和七年四月二十五日

二 登録番号 (二) 第〇五号

三 氏名又は商号若しくは名称 株式会社グラディア

四 住所 東京都港区赤坂四一十三一五 三十五号

五 法人である場合の代表者の氏名 見上 佳花

六 登録実務講習事務所の名称 株式会社グラディア

七 登録実務講習事務所の所在地 東京都港区赤坂四一十三一五 三十五号

八 登録実務講習事務所を開始する年月日 令和七年四月二十五日

○国土交通省告示第三百四十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月二十五日

一 砂防法第二条の土地の表示

国土交通大臣 中野 洋昌

二 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

国境の沢八

三 土地の区域

岩手県下閉伊郡岩泉町門字国境の区域内の土

地のうち、次の一点から九十二点までを順次結

んだ線及び一点と九十二点を結んだ線に囲まれ

た土地の区域

一 点 北緯三九度五四分五三秒〇三七 東經一四一度三四分五七秒九七三九

二 点 北緯三九度五四分五三秒七五三三 東經一四一度三四分五七秒〇七七

三 点 北緯三九度五四分五三秒〇七七 東經一四一度三四分五七秒六二六六

四 点 北緯三九度五四分五三秒二三一七 東經一四一度三四分五七秒六四五六

五 点 北緯三九度五四分五三秒二三一七 東經一四一度三四分五七秒六四五六

六 点 北緯三九度五四分五三秒二三一七 東經一四一度三四分五七秒六四五六

七 点 北緯三九度五四分五三秒二三一七 東經一四一度三四分五七秒六四五六

八 点 北緯三九度五四分五三秒二三一七 東經一四一度三四分五七秒六四五六

九 点 北緯三九度五四分五三秒二三一七 東經一四一度三四分五七秒六四五六

十 点 北緯三九度五四分五三秒二三一七 東經一四一度三四分五七秒六四五六

十一点 北緯三九度五四分五三秒二三一七 東經一四一度三四分五七秒六四五六

十二点 北緯三九度五四分五三秒二三一七 東經一四一度三四分五七秒六四五六

十三点 北緯三九度五四分五三秒二三一七 東經一四一度三四分五七秒六四五六

十四点 北緯三九度五四分五三秒二三一七 東經一四一度三四分五七秒六四五六

十五点 北緯三九度五四分五三秒二三一七 東經一四一度三四分五七秒六四五六

十六点 北緯三九度五四分五三秒二三一七 東經一四一度三四分五七秒六四五六

十七点 北緯三九度五四分五三秒二三一七 東經一四一度三四分五七秒六四五六

十八点 北緯三九度五四分五三秒二三一七 東經一四一度三四分五七秒六四五六

十九点 北緯三九度五四分五三秒二三一七 東經一四一度三四分五七秒六四五六

二十点 北緯三九度五四分五三秒二三一七 東經一四一度三四分五七秒六四五六

二十一点 北緯三九度五四分五三秒二三一七 東經一四一度三四分五七秒六四五六

二十二点 北緯三九度五四分五三秒二三一七 東經一四一度三四分五七秒六四五六

二十三点 北緯三九度五四分五三秒二三一七 東經一四一度三四分五七秒六四五六

二十四点 北緯三九度五四分五三秒二三一七 東經一四一度三四分五七秒六四五六

二十五点 北緯三九度五四分五三秒二三一七 東經一四一度三四分五七秒六四五六

二十六点 北緯三九度五四分五三秒二三一七 東經一四一度三四分五七秒六四五六

二十七点 北緯三九度五四分五三秒二三一七 東經一四一度三四分五七秒六四五六

二十八点 北緯三九度五四分五三秒二三一七 東經一四一度三四分五七秒六四五六

二十九点 北緯三九度五四分五三秒二三一七 東經一四一度三四分五七秒六四五六

三十点 北緯三九度五四分五三秒二三一七 東經一四一度三四分五七秒六四五六

三十一点 北緯三九度五四分五三秒二三一七 東經一四一度三四分五七秒六四五六

三十二点 北緯三九度五四分五三秒二三一七 東經一四一度三四分五七秒六四五六

三十三点 北緯三九度五四分五三秒二三一七 東經一四一度三四分五七秒六四五六

三十四点 北緯三九度五四分五三秒二三一七 東經一四一度三四分五七秒六四五六

三十五点 北緯三九度五四分五三秒二三一七 東經一四一度三四分五七秒六四五六

三十六点 北緯三九度五四分五三秒二三一七 東經一四一度三四分五七秒六四五六

三十七点 北緯三九度五四分五三秒二三一七 東經一四一度三四分五七秒六四五六

三十八点 北緯三九度五四分五三秒二三一七 東經一四一度三四分五七秒六四五六

三十九点 北緯三九度五四分五三秒二三一七 東經一四一度三四分五七秒六四五六

四十点 北緯三九度五四分五三秒二三一七 東經一四一度三四分五七秒六四五六

四十一点 北緯三九度五四分四七秒〇六九七 東經一四一度三五分〇〇秒二一三

四十二点 北緯三九度五四分四六秒八七二三 東經一四一度三五分〇〇秒二一三

四十三点 北緯三九度五四分四六秒七五一 東經一四一度三五分〇〇秒二一九九

四十四点 北緯三九度五四分四六秒六二五 東經一四一度三五分〇〇秒二一九九

四十五点 北緯三九度五四分四六秒七四四八 東經一四一度三五分〇〇秒二一九九

四十六点 北緯三九度五四分四七秒一四六六 東經一四一度三五分〇〇秒二一九九

四十七点 北緯三九度五四分四七秒〇六八一 東經一四一度三五分〇〇秒二一九九

四十八点 北緯三九度五四分四九秒〇八五五 東經一四一度三五分〇〇秒二一九九

四十九点 北緯三九度五四分四九秒〇八五五 東經一四一度三五分〇〇秒二一九九

五十点 北緯三九度五四分四九秒〇八五五 東經一四一度三五分〇〇秒二一九九

五十一点 北緯三九度五四分四九秒〇八五五 東經一四一度三五分〇〇秒二一九九

五十二点 北緯三九度五四分四九秒〇八五五 東經一四一度三五分〇〇秒二一九九

五十三点 北緯三九度五四分四九秒〇八五五 東經一四一度三五分〇〇秒二一九九

五十四点 北緯三九度五四分四九秒〇八五五 東經一四一度三五分〇〇秒二一九九

五十五点 北緯三九度五四分四九秒〇八五五 東經一四一度三五分〇〇秒二一九九

五十六点 北緯三九度五四分四九秒〇八五五 東經一四一度三五分〇〇秒二一九九

五十七点 北緯三九度五四分四九秒〇八五五 東經一四一度三五分〇〇秒二一九九

五十八点 北緯三九度五四分四九秒〇八五五 東經一四一度三五分〇〇秒二一九九

五十九点 北緯三九度五四分四九秒〇八五五 東經一四一度三五分〇〇秒二一九九

六十点 北緯三九度五四分四九秒〇八五五 東經一四一度三五分〇〇秒二一九九

六十一点 北緯三九度五四分四九秒〇八五五 東經一四一度三五分〇〇秒二一九九

六十二点 北緯三九度五四分四九秒〇八五五 東經一四一度三五分〇〇秒二一九九

六十三点 北緯三九度五四分四九秒〇八五五 東經一四一度三五分〇〇秒二一九九

六十四点 北緯三九度五四分四九秒〇八五五 東經一四一度三五分〇〇秒二一九九

六十五点 北緯三九度五四分四九秒〇八五五 東經一四一度三五分〇〇秒二一九九

六十六点 北緯三九度五四分四九秒〇八五五 東經一四一度三五分〇〇秒二一九九

六十七点 北緯三九度五四分四九秒〇八五五 東經一四一度三五分〇〇秒二一九九

六十八点 北緯三九度五四分四九秒〇八五五 東經一四一度三五分〇〇秒二一九九

六十九点 北緯三九度五四分四九秒〇八五五 東經一四一度三五分〇〇秒二一九九

七十点 北緯三九度五四分四九秒〇八五五 東經一四一度三五分〇〇秒二一九九

六十四点	北緯三九度五四分四八秒一八六
六十五点	東經一四一度三四分五九秒〇六三
六十六点	北緯三九度五四分四八秒二〇四
六十七点	東經一四一度三四分五九秒三三二
六十八点	北緯三九度五四分四八秒九五六〇
六十九点	東經一四一度三四分五八秒二九三七
七十点	北緯三九度五四分四九秒四〇〇
七十一点	東經一四一度三四分五八秒二八二〇
七十二点	北緯三九度五四分四九秒七二九二
七十三点	東經一四一度三四分五八秒〇三九五
七十四点	北緯三九度五四分五〇秒〇四四二
七十五点	東經一四一度三四分五七秒七八二九
七十六点	北緯三九度五四分五〇秒七〇八七
七十七点	東經一四一度三四分五七秒六七四一
七十八点	北緯三九度五四分五〇秒七二七九
七十九点	東經一四一度三四分五七秒五九七三
八十点	北緯三九度五四分五〇秒七八八三
八十一点	東經一四一度三四分五七秒六五六九
八十三点	北緯三九度五四分五〇秒三五八六
八十四点	東經一四一度三四分五七秒六二一四
八十六点	北緯三九度五四分五一秒八六七一
八十七点	東經一四一度三四分五七秒五四七六
東經一四一度三四分五七秒四九八八	北緯三九度五四分五一秒三五八六
東經一四一度三四分五七秒五三二九	東經一四一度三四分五七秒六〇一六
北緯三九度五四分五一秒八六七一	北緯三九度五四分五一秒八六七一
東經一四一度三四分五七秒四五三	東經一四一度三四分五七秒四五三
東經一四一度三四分五七秒四五八八	北緯三九度五四分五一秒三五八六
東經一四一度三四分五七秒四五九八	東經一四一度三四分五七秒四五九八
北緯三九度五四分五七秒四五九八	北緯三九度五四分五七秒四五九八
東經一四一度三四分五七秒四五六九	東經一四一度三四分五七秒四五六九
北緯三九度五四分五七秒三〇一二	北緯三九度五四分五七秒三〇一二
東經一四一度三四分五七秒二五五〇	東經一四一度三四分五七秒二五五〇
北緯三九度五四分五三秒四五五三	北緯三九度五四分五三秒四五五三
東經一四一度三四分五七秒三五三三	東經一四一度三四分五七秒三五三三

八十八点 北緯三九度五四分五三秒六〇八五  
 八十九点 東經一四一度三四分五七秒三七九四  
 九十点 北緯三九度五四分五三秒九八〇二  
 九十一点 東經一四一度三四分五七秒五六八三  
 九十二点 北緯三九度五四分五三秒六八六五  
 東經一四一度三四分五七秒五六八三  
 ○国土交通省告示第三百四十二号 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。  
 令和七年四月二十五日

国土交通大臣 中野 洋昌

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
 中屋敷の沢（二）

二 砂防法第二条の土地の表示  
 岩手県二戸郡一戸町小鳥谷字中屋敷上の区域  
 内の土地のうち、次の一点から四十点までを順次結んだ線及び一点と四十点を結んだ線に囲まれた土地の区域

一点 北緯四〇度一〇分〇六秒六六九九  
 東經一四一度一八分〇六秒三一八九  
 二点 北緯四〇度一〇分〇六秒六七三六  
 東經一四一度一八分〇六秒二四〇七  
 三点 北緯四〇度一〇分〇六秒五四三三  
 東經一四一度一八分〇六秒二四一二  
 四点 北緯四〇度一〇分〇六秒四三二一  
 東經一四一度一八分〇六秒〇七七〇  
 五点 北緯四〇度一〇分〇六秒四四〇〇  
 東經一四一度一八分〇五秒九〇〇〇  
 六点 北緯四〇度一〇分〇六秒六三一一  
 東經一四一度一八分〇五秒六八二六  
 七点 北緯四〇度一〇分〇六秒六四八九  
 東經一四一度一八分〇五秒三〇六五  
 八点 北緯四〇度一〇分〇六秒五六二八  
 東經一四一度一八分〇五秒一三九三  
 九点 北緯四〇度一〇分〇六秒五七〇五  
 東經一四一度一八分〇四秒九七六三  
 十点 北緯四〇度一〇分〇六秒六四九四  
 東經一四一度一八分〇四秒八九五  
 十一点 北緯四〇度一〇分〇六秒七五二四  
 東經一四一度一八分〇四秒二二八四  
 十二点 北緯四〇度一〇分〇六秒四六一七

十三点 東緯四〇度一〇分〇六秒四二四九  
十四点 東緯一四一度一八分〇三秒二四八一  
十五点 北緯四〇度一〇分〇六秒四五五四  
十六点 東緯一四一度一八分〇三秒〇七九一  
十七点 北緯四〇度一〇分〇六秒六二二〇  
十八点 東緯一四一度一八分〇二秒八二五  
十九点 北緯四〇度一〇分〇六秒七八七二  
二十点 東緯一四一度一八分〇二秒八七七〇  
二十一点 北緯四〇度一〇分〇七秒〇六八四  
二十二点 東緯一四一度一八分〇一秒六〇四五  
二十四点 北緯四〇度一〇分〇六秒九一〇〇  
二十五点 東緯一四一度一八分〇一秒一六四九  
二十六点 北緯四〇度一〇分〇七秒〇八九五  
東経一四一度一八分〇〇秒三五〇五  
北緯四〇度一〇分〇七秒二九七三  
東経一四一度一八分〇〇秒三二六九  
北緯四〇度一〇分〇七秒三八八九  
東経一四一度一八分〇〇秒六二六八  
北緯四〇度一〇分〇七秒五三六四  
東経一四一度一八分〇二秒二五五四  
北緯四〇度一〇分〇七秒四五五七九  
東経一四一度一八分〇二秒八三二二  
北緯四〇度一〇分〇七秒五八六〇  
東経一四一度一八分〇三秒〇八二七  
北緯四〇度一〇分〇七秒六五二一  
東経一四一度一八分〇三秒四一七六

○東北地方整備局告示第四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十五日から二週間

令和七年四月二十五日

○九州地方整備局告示第八十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十五日から二週間

令和七年四月二十五日

供用開始の期日 令和七年四月二十六日

四 路線名 供用開始の期日 令和七年四月二十六日

号 盛岡市渋民字長渡六五番一から同上  
まで

路線名 供用開始の期日 令和七年四月二十五日

二百二十六号 指宿市東方字馬場ノ上三〇番一から同上  
二五番二まで

二十七点	北緯四〇度一〇分〇七秒五五六六
二十八点	北緯四〇度一〇分〇六秒九九九七
二十九点	北緯四〇度一〇分〇六秒九五六五
三十点	東經一四一度一八分〇四秒二六六五
三十一点	東經一四一度一八分〇四秒八八四三
三十二点	北緯四〇度一〇分〇六秒八六六三
三十三点	北緯四〇度一〇分〇六秒九四六八
三十四点	東經一四一度一八分〇五秒〇二五五
三十五点	北緯四〇度一〇分〇六秒九三八八
三十六点	東經一四一度一八分〇五秒一七一八
三十七点	北緯四〇度一〇分〇六秒八四三三
三十八点	東經一四一度一八分〇五秒三一七九
三十九点	北緯四〇度一〇分〇六秒九七九二
四十点	東經一四一度一八分〇五秒九四八五
	北緯四〇度一〇分〇六秒九七一八
	東經一四一度一八分〇六秒一〇三三
	北緯四〇度一〇分〇六秒八七〇三
	東經一四一度一八分〇六秒二五九四
	北緯四〇度一〇分〇六秒八七〇七
	東經一四一度一八分〇六秒二六一四
	北緯四〇度一〇分〇六秒七二七五
	東經一四一度一八分〇六秒三〇九七
	北緯四〇度一〇分〇六秒七二六九
	東經一四一度一八分〇六秒三三五五

規定に基づき、告示する。  
その関係図面は、令和七年四月二十五日から一週間一般の縦覧に供する。  
○九州地方整備局告示第八十号  
　規定期間：令和七年四月二十六日まで  
　供用開始の期日：令和七年四月二十六日  
　区域：東北地方整備局管内  
　号：盛岡市渋民字長渡六五番一から同市渋民字鶴飼一四番四  
　路線名：四号線  
　規定期間：令和七年四月二十五日から一週間一般の縦覧に供する。  
○九州地方整備局告示第八十一号  
　規定期間：令和七年四月二十六日まで  
　供用開始の期日：令和七年四月二十六日  
　区域：東北地方整備局管内  
　号：八号線  
　規定期間：令和七年四月二十五日から一週間一般の縦覧に供する。  
○九州地方整備局告示第八十二号  
　規定期間：令和七年四月二十六日まで  
　供用開始の期日：令和七年四月二十六日  
　区域：東北地方整備局管内  
　号：九号線  
　規定期間：令和七年四月二十五日から一週間一般の縦覧に供する。  
○九州地方整備局告示第八十三号  
　規定期間：令和七年四月二十六日まで  
　供用開始の期日：令和七年四月二十六日  
　区域：東北地方整備局管内  
　号：十号線  
　規定期間：令和七年四月二十五日から一週間一般の縦覧に供する。

規定に基づき、告示する。  
その関係方面は、令和七年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和七年四月二十五日  
九州地方整備局長 森田 康夫  
縦覧場所

路線名 二百二十六号  
供用開始の期日 令和七年四月二十五日  
指宿市東方字馬場ノ上三  
二五番二まで

二百三十六

二五指宿市番

馬場ノト

二〇番

から同市

馬字方來

ノ上

島州地方誌

局所及

同局鹿





(中国四国管区警察局長) 警視監	村田 達哉
近畿管区警察局長を命ずる	
(兵庫県警察本部長) 同	
中国四国管区警察局長を命ずる	
(北海道警察情報通信部長) 警	
警察庁長官官房技術総括審議官を命ずる	
(福岡県警察本部警務部長) 警	
警察官技官	飯濱 誠
視監	村井 紀之
警察庁技官に任命する	
警察 大学校附属警察情報通信学校長を命ずる	
(鳥取県警察本部長) 警視長	野村 朋美
警察 広島管区警察局長官房付を命ずる	
(警察庁長官官房付) 同	野村 朋美
原子力規制委員会に出向させる	
(警察庁長官官房人事課監察官) 警視正	渡辺 幸次
警視長に任命する	
警察庁長官官房人事課監察官 (内閣官房内閣参事官)	野田 哲之
警視長に任命する	
警察庁長官官房参事官 (サイバー情報担当) 兼警備局付を命ずる	山本 哲也
(警察庁長官官房付) 警視長	
警察庁 刑事局捜査第一課長を命ずる	
(神奈川県警察本部刑事部長) 同	崎山 康
警察庁 交通局交通指導課長を命ずる	
(警察庁サイバー警察局サイバー捜査課長) 同	種田 英明
警察庁サイバー警察局情報技術解析課長兼務を命ずる	
(科学警察研究所副所長) 同	白井 利明
科学警察研究所総務部長事務取扱を命ずる	
(関東管区警察局情報通信部付) 警察庁技官	山本 栄幹
関東管区警察局情報通信部長を命ずる	

は、四月十八日午後六時十六分  
、「ジゼル」を御鑑賞のため、<sup>如</sup>  
）へ行幸、同十時四十分還幸に

地 域 区分		備 考		地 域 区分		備 考	
北海道空知郡南富良野町字幾寅六八七番一地内	北海道開発局及び同局旭川開発建設課	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く）	緊急輸送道路の占用を制限するいふじみや、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。	北海道開発局及び同局旭川開発建設課	北海道開発局及び同局旭川開発建設課	新規に供すべき書類の名称	以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。
(四) 制限の対象とする占用物件	(五) 占用を制限する理由	ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保するいふじみや、災害が発生した場合は、この限りでなし。	占用地を制限する理由	占用地の制限の開始の期日	令和七年四月二十六日	令和七年四月二十六日	行幸
区域を指定するので、同条第三項の規定に基づき公表し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。	なお、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月	令和七年四月二十五日	令和七年四月二十五日	令和七年四月二十五日	令和七年四月二十五日	令和七年四月二十五日	天皇陛下が、四月十八日午後六時十六分御玉陛、バレエ公演「バゼル」を御鑑賞のため、新国立劇場（港区）へ行幸、回廿四十分還幸になつた。
道路の種類	道路の種類	一般国道	一般国道	近畿地方整備局長 長谷川朋弘	近畿地方整備局長 長谷川朋弘	農林水産省近畿農政局のウェブサイト	1 縦覧に供すべき書類の名称
線名	線名	三十八号	171号	高槻市朝日町200番7から同市富田丘町200番37までの上下線	高槻市朝日町200番7から同市富田丘町200番37までの上下線	国営東近江土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し	1 国営東近江土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し
占用を制限する区域	占用を制限する区域	区	区	令和七年四月二十五日から令和七年五月十六日まで	令和七年四月二十五日から令和七年五月十六日まで	2 縦覧期間	令和七年四月二十五日
北海道開発局公示	北海道開発局公示	北海道開発局 坂場 誠也	北海道開発局 坂場 誠也	令和七年四月二十五日	令和七年四月二十五日	3 縦覧場所	農林水産大臣 江藤 拓
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第三十七条第一項の規定に基づいて、道路の占用を制限する区域を指定するので、同条第三項の規定に基づき公示する。	また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月	令和七年四月二十五日	令和七年四月二十五日	令和七年四月二十五日	令和七年四月二十五日	近畿地方整備局公示	令和七年四月二十五日
区域の関係図面	区域の関係図面	北海道開発局	北海道開発局	令和七年四月二十五日	令和七年四月二十五日	電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。	令和七年四月二十五日
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第三十七条第一項の規定に基づいて、道路の占用を制限する区域を指定するので、同条第三項の規定に基づき公示する。	また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月	令和七年四月二十五日	令和七年四月二十五日	令和七年四月二十五日	令和七年四月二十五日	道路の種類 路線名 区間	令和七年四月二十五日
区域の関係図面	区域の関係図面	北海道開発局	北海道開発局	令和七年四月二十五日	令和七年四月二十五日	一般国道 171号 高槻市朝日町200番7から同市富田丘町200番37までの上下線	令和七年四月二十五日
道路の種類	道路の種類	一般国道	一般国道	令和七年四月二十五日	令和七年四月二十五日	令和七年四月二十五日	令和七年四月二十五日
線名	線名	三十八号	171号	令和七年四月二十五日	令和七年四月二十五日	令和七年四月二十五日	令和七年四月二十五日
占用を制限する区域	占用を制限する区域	区	区	令和七年四月二十五日	令和七年四月二十五日	令和七年四月二十五日	令和七年四月二十五日

## 法務

## 公証人任免

森田祐一は公証人に任命され、札幌法務局所属元公証人水野谷幸夫の後任を命ぜられた。(四月一日)

東京法務局所属公証人渡辺登は願により公証人を免せられた。

竹中耕比呂は公証人に任命され、東京法務局所属公証人渡辺登の後任を命ぜられた。(以上四月十一日)(法務省)

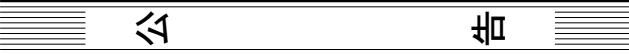
## 産業

## 日本産業規格

令和7年4月25日に下記の日本産業規格を改正したので、産業標準化法(昭和24年法律第185号)第19条の規定に基づき公示する。

令和7年4月25日

経済産業大臣 武藤 容治  
国土交通大臣 中野 洋昌



## 諸事項

## 登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法(昭和36年法律第159号。以下「法」という。)第35条の17の2の登録をした者から、法第35条の17の14の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の17の13の規定及び割賦販売法施行規則(昭和36年通商産業省令第95号)第133条の12の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年4月25日

関東経済産業局長 佐合 達矢

名称	株式会社NTTデータグループ
本店の所在地	東京都江東区豊洲三丁目3番3号
登録番号	関東(ク)第155号
営業廃止年月日	令和6年12月27日

## 登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法(昭和36年法律第159号。以下「法」という。)第35条の17の2の登録をした者から、法第35条の17の14の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の17の13の規定及び割賦販売法施行規則(昭和36年通商産業省令第95号)第133条の12の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年4月25日

関東経済産業局長 佐合 達矢

記  
(日本産業標準調査会審議)  
コンクリート用語 A0203  
(内容省略)

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ(<https://www.jisc.go.jp>)において閲覧に供する。また、経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに国土交通省住宅局住宅生産課においても閲覧に供する。

令和7年4月25日に下記の日本産業規格を廃止したので、産業標準化法(昭和24年法律第185号)第19条の規定に基づき公示する。

令和7年4月25日  
国土交通大臣 中野 洋昌  
記

廃止された日本産業規格  
(日本産業標準調査会審議)  
床の滑り試験方法(振子形) A1407

名称	日本チェリー株式会社
本店の所在地	東京都新宿区市谷本村町2番3号
登録番号	関東(ク)第180号
営業廃止年月日	令和7年3月14日

## 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

## 令和7年(家)第40069号

神戸市中央区中山手通6丁目4番32号 MMビル102号

申立人 國本 勝

本籍神戸市兵庫区御崎町1丁目5番、最後の住所神戸市兵庫区御崎町1丁目5番15号、死亡の場所神戸市中央区、死亡年月日令和6年11月14日、出生の場所神戸市兵庫区、出生年月日昭和32年7月26日、職業無職

被相続人 亡 岩崎 かよ

神戸市中央区海岸通6番地 建隆ビルⅡ3階  
神戸パートナーズ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 藤原 唯人

催告期間満了日 令和7年11月7日

神戸家庭裁判所

## 令和6年(家)第30549号

広島市安佐北区落合5丁目29番11号

申立人 沖岡 裕

本籍広島市安佐北区落合5丁目21番地13、最後の住所広島市安佐北区落合5丁目29番11号、死亡の場所広島市安佐南区、死亡年月日令和6年8月10日、出生の場所広島県安佐郡落合村、出生年月日昭和16年5月18日、職業無職

被相続人 亡 西野 スイ

事務所広島市中区八丁堀2番31号 広島鴻池ビル905 熊野量規法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中村 麗子

催告期間満了日 令和7年11月6日

広島家庭裁判所

## 令和6年(家)第30560号

広島市南区南大河町19番8号

申立人 原 久美子

本籍広島県吳市宮原12丁目14番地、最後の住所広島市南区南大河町19番8号、死亡の場所広島市中区、死亡年月日平成28年9月29日、出生の場所広島県吳市、出生年月日昭和25年10月14日、職業自営業

被相続人 亡 原 里志

事務所広島市中区八丁堀4-4 エイトバー八丁堀401号室 大本卓志法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大本 卓志

催告期間満了日 令和7年11月6日

広島家庭裁判所

## 令和7年(家)第30001号

広島県東広島市安芸津町三津3575番地

申立人 南 讓

本籍広島県東広島市安芸津町三津4142番地1、最後の住所広島県東広島市安芸津町三津4142番地1、死亡の場所広島県東広島市、死亡年月日令和6年10月2日、出生の場所広島県賀茂郡安芸津町、出生年月日昭和28年7月24日、職業無職

被相続人 亡 黒川 恭児

事務所広島市中区鉄砲町1番20号

相続財産清算人 文田 伸

催告期間満了日 令和7年11月5日

広島家庭裁判所

## 令和7年(家)第30051号

広島市南区向洋新町3丁目34番19号

申立人 株式会社やぶや

本籍広島市安芸区矢野西1丁目5420番地、最後の住所広島市安芸区矢野西1丁目37番2号、死亡の場所広島市安芸区、死亡年月日推定令和6年3月2日、出生の場所広島市安芸区、出生年月日昭和24年8月2日、職業無職

被相続人 亡 岑山 清治

事務所広島市中区上幟町1番15-602号

相続財産清算人 司法書士 池邊 秀樹

催告期間満了日 令和7年11月6日

広島家庭裁判所

## 令和7年(家)第30010号

広島県呉市警固屋4丁目14番9号

申立人 宮本れい子

本籍広島県江田島市江田島町小用2丁目甲7525番地1、最後の住所広島県呉市焼山中央1丁目23番10号、死亡の場所広島県江田島市、死亡年月日推定令和2年3月17日、出生の場所広島県安芸郡江田島町、出生年月日昭和27年2月24日、職業無職

被相続人 亡 宮岡 敏幸

事務所広島市中区上幟町1番3号ソフィアコート上幟町3階

相続財産清算人 司法書士 江崎 諭

催告期間満了日 令和7年11月10日

広島家庭裁判所呉支部

## 令和7年(家)第30021号

広島県尾道市高須町5633-34

申立人 赤迫恵美子

本籍広島県尾道市久保1丁目705番地、最後の住所広島県尾道市久保1丁目8番12号、死亡の場所広島県尾道市、死亡年月日令和7年2月28日、出生の場所広島県尾道市、出生年月日昭和33年10月24日、職業無職

被相続人 亡 中井 茂晴

事務所広島市佐伯区五日市中央1丁目3番34号2F

相続財産清算人 司法書士 中尾 雅寛

催告期間満了日 令和7年11月21日

広島家庭裁判所尾道支部

## 令和7年(家)第34号

香川県善通寺市文京町2丁目1番1号

申立人 善通寺市

本籍香川県善通寺市大麻町2667番地2、最後の住所香川県善通寺市大麻町2667番地2、死亡の場所香川県仲多度郡琴平町、死亡年月日令和6年1月23日、出生の場所香川県仲多度郡善通寺町、出生年月日昭和17年11月4日、職業不明

被相続人 亡 大塚 洋一

香川県丸亀市塩飽町48-1 丸亀プラザビル3階 丸亀みらい法律事務所

相続財産清算人 久保田 仁

催告期間満了日 令和7年11月30日

高松家庭裁判所丸亀支部

## 令和7年(家)第38号

東京都中央区銀座6丁目17番1号

申立人 東京信用保証協会

本籍香川県三豊市仁尾町仁尾丁1015番地2、最後の住所香川県坂出市京町3丁目7番27号労住協第11ビル京町マンション506号、死亡の場所香川県高松市、死亡年月日令和6年6月4日、出生の場所香川県綾歌郡端岡村、出生年月日昭和13年5月7日、職業会社役員被相続人 亡 琢磨 忠嗣

香川県坂出市久米町1丁目14番14号 坂出商工会館3階 坂入法律事務所

相続財産清算人 弁護士 坂入 誠

催告期間満了日 令和7年11月30日

高松家庭裁判所丸亀支部

## 令和7年(家)第80号

愛媛県宇和島市保手5丁目17番9号

申立人 松澤 怜

本籍愛媛県宇和島市吉田町立間尻甲464番地、最後の住所愛媛県北宇和郡鬼北町大字奈良3768番地3、死亡の場所愛媛県北宇和郡鬼北町、死亡年月日令和7年2月2日、出生の場所愛媛県北宇和郡立間尻村、出生年月日昭和10年10月3日、職業無職

被相続人 亡 藤堂 美幸

愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲3881番地

相続財産清算人 司法書士 増本 園

催告期間満了日 令和7年12月1日

松山家庭裁判所宇和島支部

## 令和7年(家)第1047号

高知市越前町2丁目12番5号

申立人 細田 長司

本籍高知県室戸市羽根町乙1206番地、最後の住所高知市南金田9番8号 高知ハーモニー・ホスピタル、死亡の場所高知県高知市、死亡年月日令和7年1月28日、出生の場所高知県室戸市、出生年月日昭和35年11月18日、職業無職

被相続人 亡 森 律雄

事務所高知市越前町2丁目12番5号

相続財産清算人 司法書士 細田 長司

催告期間満了日 令和7年11月21日

高知家庭裁判所

## 令和6年(家)第7442号

福岡県久留米市野中町18番地17

申立人 吉田 浩明

本籍福岡県久留米市善道寺町与田848番地1、最後の住所福岡県大野城市旭ヶ丘2丁目13番1号、死亡の場所福岡県大野城市、死亡年月

日令和6年4月21日頃から30日頃までの間、出生の場所福岡県浮羽郡田主丸町、出生年月日昭和34年6月2日、職業不明

被相続人 亡 吉田 正臣

事務所福岡県糟屋郡粕屋町内橋西2丁目20番37号

相続財産清算人 司法書士 矢野 敏一

催告期間満了日 令和7年11月28日

福岡家庭裁判所

## 令和7年(家)第7022号

福岡県福岡市博多区住吉4丁目20-12

申立人 久保 俊哉

本籍福岡市博多区相生町2丁目26番地、最後の住所福岡市博多区住吉4丁目20番12号、死亡の場所福岡市博多区、死亡年月日平成7年3月9日、出生の場所熊本県上益城郡下仲間村、出生年月日明治43年4月25日、職業不明被相続人 亡 尾花 サヨ

事務所福岡県福岡市中央区大名1丁目8番12号第二西部ビル4階

相続財産清算人 弁護士 松田 真穎

催告期間満了日 令和7年11月28日

福岡家庭裁判所

## 令和7年(家)第2008号

福岡県久留米市国分町1466番地6森ビル2階

申立人 村上 智美

本籍福岡県久留米市東合川町512番地、最後の住所福岡県久留米市東合川町512番地、死亡の場所福岡県久留米市、死亡年月日令和7年1月27日頃、出生の場所福岡県三井郡立石村、出生年月日昭和28年10月10日、職業無職被相続人 亡 江頭 登

福岡県久留米市国分町1466番地6森ビル2階

相続財産清算人 司法書士 村上 智美

催告期間満了日 令和7年11月5日

福岡家庭裁判所久留米支部

## 令和7年(家)第9003号

東京都港区浜松町2丁目3番1号

申立人 オリックス債権回収株式会社

本籍北九州市八幡西区幸神4丁目5番、最後の住所北九州市八幡西区幸神4丁目5番4号、死亡の場所福岡県北九州市八幡西区、死亡年月日令和5年3月23日、出生の場所福岡県北九州市小倉北区、出生年月日昭和58年6月5日、職業自営業被相続人 亡 竹中 陽平

事務所北九州市小倉北区鍛冶町1-2-16米原ビル2階

相続財産清算人 弁護士 小倉 知子

催告期間満了日 令和7年11月14日

福岡家庭裁判所小倉支部

## 令和7年(家)第90号

大分県中津市豊田町14番地3

申立人 中津市

本籍大分県中津市山国町守実179番地、最後の住所大分県中津市大字万田694番地12、死亡の場所大分県中津市、死亡年月日推定平成28年5月28日、出生の場所大分県下毛郡山国町、出生年月日昭和41年11月9日、職業不明被相続人 亡 渋谷 寿也

事務所大分県中津市大字中殿519番地18

相続財産清算人 司法書士 福田 太郎

催告期間満了日 令和7年11月10日

大分家庭裁判所中津支部

## 令和7年(家)第7号

鹿児島市山下町11番1号

申立人 鹿児島市

本籍鹿児島県鹿児島市吉野町9155番地1、最後の住所鹿児島県鹿児島市吉野町9155番地1、死亡の場所鹿児島県鹿児島市、死亡年月日平成25年10月9日、出生の場所鹿児島県鹿児島市、出生年月日昭和24年8月5日、職業不明被相続人 亡 水之浦達一

事務所鹿児島市名山町5番10号福元法律事務所

相続財産清算人 弁護士 上釜 明大

催告期間満了日 令和7年11月14日

鹿児島家庭裁判所

## 令和7年(家)第7002号

東京都江東区豊洲2丁目2番31号

申立人 アビリオ債権回収株式会社

本籍福島県会津若松市門田町大字堤沢字下村33番地、最後の住所福島県会津若松市門田町大字堤沢字下村33番地、死亡の場所福島県会津若松市、死亡年月日令和5年4月12日、出生の場所福島県北会津郡荒館村、出生年月日昭和29年11月13日、職業不明被相続人 亡 湯田 安忠

福島県会津若松市中央2丁目5番23号

相続財産清算人 弁護士 山口 大輔

催告期間満了日 令和7年11月28日

福島家庭裁判所会津若松支部

## 令和7年(家)第30016号

茨城県桜川市羽田1023番地  
申立人 茨城県桜川市長 大塚 秀喜  
本籍茨城県桜川市御領3丁目8番地、最後の住所茨城県水戸市城南3丁目9番32-302号  
ロマーヌ水戸第3、死亡の場所茨城県水戸市、死亡年月日令和6年2月以下不詳、出生の場所茨城県西茨城郡岩瀬町、出生年月日昭和53年5月20日、職業無職  
被相続人 亡 中山 大輔  
茨城県桜川市西桜川3丁目36番地 宮ハイツ2号室  
相続財産清算人 司法書士 奥村 洋史  
催告期間満了日 令和7年11月13日  
水戸家庭裁判所

## 令和7年(家)第20016号

栃木県さくら市松山1057番地1  
申立人 上野 满  
本籍栃木県さくら市松山900番地、最後の住所栃木県さくら市松山1070番地3、死亡の場所栃木県さくら市、死亡年月日推定令和6年11月13日、出生の場所栃木県塩谷郡氏家町、出生年月日昭和44年8月7日、職業パート  
被相続人 亡 上野 哲男  
栃木県宇都宮市中戸祭1丁目14番15号 弁護士法人松本直樹法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 松本 直樹  
催告期間満了日 令和7年11月10日  
宇都宮家庭裁判所

## 令和7年(家)第80049号

神奈川県三浦郡葉山町長柄1642番地の323  
申立人 辻 隆  
本籍京都府京都市下京区油小路通綾小路下る風早町584番地、最後の住所埼玉県さいたま市中央区上落合2丁目6番1-3004号、死亡の場所埼玉県さいたま市中央区、死亡年月日令和6年12月21日頃から31日頃までの間、出生の場所埼玉県大宮市、出生年月日昭和35年6月29日、職業無職  
被相続人 亡 辻 伸也  
事務所埼玉県志木市本町6-17-6 本町ビル1階B 志木本町法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 高田 慎二  
催告期間満了日 令和7年11月10日  
さいたま家庭裁判所

## 令和6年(家)第3057号

東京都港区赤坂2丁目3番5号  
申立人 株式会社東京スター銀行  
本籍埼玉県幸手市東2丁目475番地、最後の住所埼玉県幸手市東2丁目13番21号、死亡の場所埼玉県久喜市、死亡年月日令和4年9月22日、出生の場所北海道旭川市、出生年月日昭和8年12月16日、職業不明  
被相続人 亡 北村 鉄哉  
事務所さいたま市浦和区岸町7-6-13全埼玉県パンビル3階A号 くすのき法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 上原 伸幸  
催告期間満了日 令和7年11月28日  
さいたま家庭裁判所久喜出張所

## 令和6年(家)第3070号

埼玉県白岡市小久喜1175番地12  
申立人 久保田三樹  
本籍埼玉県久喜市原354番地、最後の住所埼玉県久喜市原354番地、死亡の場所埼玉県深谷市、死亡年月日令和6年11月19日、出生の場所埼玉県久喜市、出生年月日昭和28年1月9日、職業無職  
被相続人 亡 岡安 都  
事務所埼玉県川口市本町4-13-1 第1三井ビル201 南埼玉法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 清水 宏  
催告期間満了日 令和7年11月28日  
さいたま家庭裁判所久喜出張所

## 令和7年(家)第40101号

神奈川県横浜市旭区二俣川1丁目9番地1第一清水ビル2階  
申立人 一般社団法人高齢者住宅支援機構  
本籍神奈川県横浜市中区本牧原2番、最後の住所神奈川県横浜市神奈川区松見町1丁目18番地3ファミリー・ホスピス大口ハウス、死亡の場所神奈川県横浜市神奈川区、死亡年月日令和6年10月20日、出生の場所高知県高知市、出生年月日昭和15年1月30日、職業無職  
被相続人 亡 飯田喜久子  
事務所横浜市中区北仲通3-33中小企業共済ビル2階  
相続財産清算人 弁護士 古西 達夫  
催告期間満了日 令和7年12月12日  
横浜家庭裁判所

## 令和7年(家)第40132号

横浜市旭区本村町63番地44  
申立人 佃 早苗

## 本籍神奈川県横浜市神奈川区平川町18番地1、最後の住所横浜市神奈川区平川町18番地の1、死亡の場所神奈川県横浜市栄区、死亡年月日令和6年9月23日、出生の場所神奈川県横浜市神奈川区、出生年月日昭和27年11月6日、職業無職

被相続人 亡 田嶋 征広  
事務所横浜市中区海岸通4-20-2 YT馬車道ビル403  
相続財産清算人 弁護士 戸張 雄哉  
催告期間満了日 令和7年12月12日  
横浜家庭裁判所

## 公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

## 令和7年(家)第1号

東京都杉並区上井草3丁目31番25号  
申立人 株式会社アルファー企業  
代表者代表取締役 森 康男  
権利を争う旨の申述の終期 令和7年8月7日  
令和7年4月7日 新潟簡易裁判所

## (別紙)目録

約束手形 1通  
手形番号 XN02565  
金額 1,094,820円  
支払期日 令和7年1月25日  
支払地 新潟県新潟市  
支払場所 三菱UFJ銀行新潟支店  
振出日 令和6年12月5日  
振出地 新潟県新潟市  
振出人 福田道路株式会社 代表取締役 坂上 浩則  
受取人 申立人  
最終所持人 申立人

## 令和7年(家)第5号

京都府長岡京市馬場園所1番地  
申立人 株式会社エイワイヤ  
代表者代表取締役 伊丹 伸司  
申立人代理人弁護士 日高 麗衣  
権利を争う旨の申述の終期 令和7年7月30日  
令和7年4月8日 名古屋簡易裁判所

## (別紙)目録

約束手形 1通  
手形番号 H53816  
金額 5,621,428円  
支払期日 令和7年4月30日  
支払地 名古屋市  
支払場所 株式会社愛知銀行本店営業部  
振出日 令和7年2月20日  
振出地 名古屋市  
振出人 三交企業株式会社 代表取締役 土方茂  
受取人 申立人  
最終所持人 申立人

## 失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

## 令和7年(家)第77号

仙台市太白区西多賀1丁目6番31号  
申立人 大宮恵子こと 姜 恵子  
本籍仙台市太白区西多賀1丁目313番地、最後の住所仙台市太白区西多賀1丁目6番31号  
不在者 大宮 徹  
昭和19年7月12日生  
届出期間満了日 令和7年8月29日  
仙台家庭裁判所

## 令和7年(家)第47号

東京都杉並区荻窪1-57-23リバーサイド荻窪102号  
申立人 稲村 武士  
本籍千葉県船橋市大穴北3丁目22番、最後の住所千葉県船橋市大穴北3丁目22番24号  
不在者 稲村 雅敏  
昭和23年12月25日生  
届出期間満了日 令和7年8月8日  
千葉家庭裁判所市川出張所

## 令和6年(家)第9123号

東京都練馬区南大泉6丁目5番6号  
申立人 川本 康博  
本籍東京都新宿区新宿7丁目21番、最後の住所不明  
不在者 川本 崇史  
昭和47年5月4日生  
届出期間満了日 令和7年8月15日  
東京家庭裁判所

**令和6年(家) 第9341号**  
東京都足立区千住龍田町28番14号  
申立人 佐々木トヨ  
本籍東京都足立区千住元町29番地、最後の住所東京都足立区千住龍田町28番14号  
不在者 佐々木一博  
昭和38年4月30日生  
届出期間満了日 令和7年8月4日  
東京家庭裁判所

**令和7年(家) 第2641号**  
大阪府泉佐野市日根野3024番地の10  
申立人 矢中 裕子  
本籍大阪府大阪市中央区大手通2丁目16番地、最後の住所不明  
不在者 西尾 文美  
昭和4年8月5日生  
届出期間満了日 令和7年8月15日  
東京家庭裁判所

**令和7年(家) 第2650号**  
東京都新宿区四谷三栄町12番5号 ライラック三栄ビル3階わかばの風法律事務所  
申立人 酒井 桃子  
本籍東京都文京区本郷3丁目3番地、最後の住所不明  
不在者 土橋ヨシエ  
昭和10年11月20日生  
届出期間満了日 令和7年8月15日  
東京家庭裁判所

**令和7年(家) 第2786号**  
愛知県知多郡阿久比町大字福住字馬越22番地  
住宅型有料老人ホームK i K i  
申立人 堀 キヌエ  
本籍山梨県南巨摩郡南部町万沢6025番地、最後の住所不明  
不在者 遠藤 ゆき  
明治41年1月4日生  
届出期間満了日 令和7年8月4日  
東京家庭裁判所

**失踪宣告**

**令和6年(家) 第462号**  
本籍北海道室蘭市本輪西町3丁目251番地3、最後の住所千葉県船橋市湊町1丁目12番12号吉源  
不在者 浅野 光一  
昭和30年8月8日生  
令和7年4月1日失踪宣告審判確定  
千葉家庭裁判所市川出張所裁判所書記官

**令和6年(家) 第4107号**  
本籍北海道勇払郡安平町遠浅713番地11、最後の住所北海道上川郡士別町字中士別十線東10番地  
不在者 鈴木キミ子  
昭和13年3月20日生  
令和7年4月1日失踪宣告審判確定  
東京家庭裁判所裁判所書記官

**令和6年(家) 第5788号**  
本籍山形県東田川郡庄内町狩川字今岡34番地、最後の住所東京都北区上十条3丁目29番23号晴美荘201号  
不在者 渡会 芳満  
大正11年9月18日生  
令和7年4月2日失踪宣告審判確定  
東京家庭裁判所裁判所書記官

**令和6年(家) 第201号**  
本籍香川県坂出市与島町117番地、最後の住所静岡県藤枝市大洲5丁目8番地の4  
不在者 西田 信哉  
昭和40年9月20日生  
令和7年4月4日失踪宣告審判確定  
静岡家庭裁判所島田出張所裁判所書記官

**令和6年(家) 第250号**  
本籍大阪府高槻市京口町335番地、最後の住所兵庫県宝塚市小林2丁目10番8号  
不在者 木原 勇  
昭和47年9月6日生  
令和7年3月29日失踪宣告審判確定  
神戸家庭裁判所伊丹支部裁判所書記官

**令和6年(家) 第251号**  
本籍大阪府高槻市京口町335番地、最後の住所兵庫県宝塚市小林2丁目10番8号  
不在者 木原 均  
昭和49年8月7日生  
令和7年3月29日失踪宣告審判確定  
神戸家庭裁判所伊丹支部裁判所書記官

**令和6年(家) 第20号**  
本籍三重県熊野市新鹿町601番地、最後の住所和歌山県新宮市徐福1丁目2番9号  
不在者 植地 浩  
昭和4年7月22日生  
令和7年4月2日失踪宣告審判確定  
和歌山家庭裁判所新宮支部裁判所書記官

**令和6年(家) 第35号**  
本籍山口県美祢市於福町下65番地、最後の住所山口県美祢市於福町下65番地  
不在者 香野喜佐雄  
明治40年6月18日生  
令和7年4月1日失踪宣告審判確定  
山口家庭裁判所船木出張所裁判所書記官

**令和6年(家) 第155号**  
本籍愛媛県西条市飯岡381番地86、最後の住所愛媛県西条市飯岡381番地86  
不在者 近藤 淳  
昭和55年1月20日生  
令和7年4月2日失踪宣告審判確定  
松山家庭裁判所西条支部裁判所書記官

**破産手続開始**

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和7年(フ) 第465号**

千葉県千葉市中央区祐光2丁目7番1棟1401号  
債務者 東京食品株式会社  
代表者代表取締役 原田 充彦

- 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清田 友洋
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午後2時

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ) 第2058号**  
東京都江東区豊洲6-4-34  
債務者 芯誠貿易株式会社  
代表者代表取締役 孫 海凌

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石黒 安規
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ) 第2151号**  
福岡県福岡市東区馬出1丁目13番8号  
債務者 有限会社アイドリーム  
代表者代表取締役 辻岡 教子

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 皆川 涼子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ) 第2155号**  
東京都江戸川区西小岩3-38-9  
債務者 株式会社カーライフサポート  
代表者代表取締役 牧田 順昭

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 灌口 徹
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ) 第2159号**  
東京都中央区銀座1丁目19番12号  
債務者 株式会社ラフェリオ・ジャパン  
代表者代表取締役 山田 幸治

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤井 和典
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ) 第2160号**  
東京都世田谷区下馬1丁目20番22-202号  
債務者 メディグル株式会社  
代表者代表取締役 三室 飛鳥

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 熊谷真由子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

<b>令和7年(フ) 第2161号</b>	東京都大田区山王3丁目27番6号 大森ラルタビル7階 債務者 株式会社 ウィルプライズ 代表者代表取締役 有村 太一 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 雪丸 真吾 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前11時
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ) 第2209号</b>	東京都千代田区神田駿河台2-1-19 アルベルゴ御茶ノ水706 債務者 株式会社 シエスタ 代表者代表取締役 佐々木広美 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田邊 美樹 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午後1時30分
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ) 第2211号</b>	沖縄県那霸市牧志2丁目17-27-401 債務者 株式会社 M i H 代表者代表取締役 浦崎 哲彰 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村上 詩織 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前10時30分
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ) 第2218号</b>	東京都中野区野方2丁目55番4号 債務者 株式会社 西郷亭 代表者代表取締役 和田 広慶子 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩崎 晃

4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後2時	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ) 第2220号</b>	東京都目黒区下目黒5丁目4番1号 下目黒ハウス101 債務者 株式会社 マックスタンダード 代表者代表清算人 藤本 和彦 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 浩太 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後1時30分
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ) 第2222号</b>	東京都渋谷区神宮前3丁目5番6-204号 債務者 合同会社 F o r A L L 代表者代表社員 岩下 達郎 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 優吾 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10時30分
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ) 第2225号</b>	東京都中央区日本橋2丁目16番3号 債務者 株式会社 エスアップ 代表者代表取締役 繩村 麻澄 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 美谷島隆明 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前11時30分
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ) 第2226号</b>	東京都渋谷区代々木2丁目6番3号 債務者 株式会社 T A S K U U 代表者代表取締役 山崎 英介 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 星野 伸晃 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10時30分
	東京地方裁判所民事第20部

<b>令和7年(フ) 第2262号</b>	東京都東村山市富士見町4丁目10番地7 債務者 株式会社 のりの太丸 代表者代表取締役 大仁田隆浩 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 秋山 健人 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後2時30分
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ) 第2263号</b>	東京都練馬区向山2丁目22番9号 債務者 株式会社 アシスト 代表者代表取締役 加藤 恒吉 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中野 剛 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午後1時30分
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ) 第2304号</b>	東京都練馬区大泉学園町8丁目27番18-307号 債務者 株式会社 v i f a r t 代表者代表取締役 永吉 裕 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小谷 貴由 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前11時
	東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ) 第2318号</b>	東京都墨田区石原4-2-1 クレストフォルム両国石原1201号室 債務者 株式会社 A's 代表者代表取締役 高須賀勇太 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宅間 仁志 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10時30分
	東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2319号 東京都目黒区五本木1丁目27番13号 五本木パレット103 債務者 Vivi Mart 株式会社 代表者代表取締役 堀 幸博 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 向山 文俊 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前10時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第304号 広島市中区八丁堀14番4号12F 債務者 株式会社F Rネット(旧商号株式会社ディシム、株式会社フォックス・リレーション) 代表者代表取締役 谷 真弘 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 丸岡 道秀 4 破産債権の届出期間 令和7年5月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前11時 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2320号 東京都足立区千住橋戸町1-20 AQUA VISTA A1408 債務者 株式会社カンガルーポイント 代表者代表取締役 町田 健一 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松原 由佳 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 望月 克也 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2375号 東京都中野区中央2丁目7番11号 債務者 株式会社中野コーティング 代表者代表取締役 小町 忠明 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 望月 克也 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前11時 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2321号 東京都江東区亀戸5丁目43番12号 債務者 ネクスト商事株式会社 代表者代表取締役 勝田 浩司 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 付岡 透 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾原 央典 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第2386号 山形県天童市芳賀タウン北5丁目14番11号 債務者 株式会社ボイス 代表者代表取締役 赤塚 昭彦 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 須藤 雅人 4 破産債権の届出期間 令和7年6月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前10時50分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
令和7年(フ)第2324号 東京都台東区東上野1丁目12番6号 債務者 有限会社高橋真珠 代表者代表取締役 高橋 弘和 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井砂 貴雄 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤木 秀行 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午前10時35分 奈良地方裁判所破産係	令和7年(フ)第2437号 東京都新宿区神楽坂4丁目2番地2 東京理科大学神楽坂キャンパス13号館(森戸記念館) 債務者 株式会社ユーブローム 代表者代表取締役 柴田 未央 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井砂 貴雄 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1044号 大阪府豊中市名神口3丁目7番1号 債務者 株式会社ナギサガスフィッティングス 代表者代表取締役 田内 伸幸 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡田 宜智 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前11時 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 胡 健介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後1時50分 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1594号 大阪府高槻市水室町1丁目29番3号 債務者 株式会社mixhin 代表者代表取締役 宮脇 美樹 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 向井 謙二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後2時 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第709号 愛知県春日井市鳥居松町7丁目48番地5 債務者 株式会社ARMYペイント 代表者代表取締役 和歌 孝明 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青木 俊 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午前10時10分 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第43号 山形県天童市芳賀タウン北5丁目14番11号 債務者 株式会社ボイス 代表者代表取締役 赤塚 昭彦 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 須藤 雅人 4 破産債権の届出期間 令和7年6月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前10時50分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。	令和7年(フ)第248号 札幌市豊平区福住3条8丁目14番10号 債務者 株式会社second 代表者代表取締役 山内優二郎 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石井 俊春 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後2時 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第468号 埼玉県川口市大字東内野531番地の1 フラワーハイムⅢ208号 債務者 株式会社スイートライフ 代表者代表取締役 山崎 清 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡田 宜智 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前11時 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第78号 奈良県天理市川原城町270番地 債務者 有限会社牛又精肉店 代表者取締役 山本 文昭 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤木 秀行 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午前10時35分 奈良地方裁判所民事部	令和7年(フ)第404号 奈良地方裁判所民事部

令和7年(フ)第183号 岡山市中区平井7丁目20番56号リバーハイツ イシダ1-1、旧本店岡山市中区平井3丁目 1045番地1ボレスター岡山601 債務者 株式会社エスワンワールド 代表者代表取締役 石原 新一 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 馬場 幸三 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前11時 岡山地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月16日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹間 寛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午前11時 札幌地方裁判所岩見沢支部	1 決定年月日時 令和7年4月14日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青木 洋 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 福岡地方裁判所行橋支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月14日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高木 祥充 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 前橋地方裁判所太田支部
令和6年(フ)第187号 茨城県つくば市栗原815番地1 債務者 株式会社さくら 代表者代表取締役 村野 芳江 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 唐津 悠輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前11時20分 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 関 昌央 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午後3時10分 さいたま地方裁判所越谷支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月15日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松崎広太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 福岡地方裁判所久留米支部	1 決定年月日時 令和7年4月14日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保田寿栄 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 前橋地方裁判所太田支部
令和7年(フ)第11号 宮城県気仙沼市長磯牧通111番地8 債務者 株式会社加藤建設 代表者代表取締役 加藤 淳一 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 畠山 喜敬 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午前11時20分 仙台地方裁判所気仙沼支部	1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 塩路 陽香 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年4月14日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安元 隆治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 福岡地方裁判所行橋支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月14日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡部 宗茂 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第557号 愛知県清須市清洲2603番地 @内堀A2 債務者 合同会社B E L U T E 代表者代表社員 柳澤 一樹 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 筒井 康之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月6日午後1時30分 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野田賢太郎 大阪地方裁判所第6民事部 <b>破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間</b> 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。	1 決定年月日時 令和7年4月16日午後1時15分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三宅 賢和 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 福岡地方裁判所久留米支部	1 決定年月日時 令和7年4月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 桜井 愛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 那覇地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第26号 北海道夕張市平和1番地44 債務者 一般社団法人らぶらす 代表者代表理事 安斎 尚朋	福岡県豊前市青豊10番地1 ツインクルレインボー202号 債務者 高橋 良祐	債務者 高城 祐二	

<b>令和7年(フ)第61号</b>	群馬県太田市飯塚町844番地8 クレールハイツ103号 債務者 高村 政宏 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 神谷 清人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 前橋地方裁判所太田支部
<b>令和7年(フ)第21号</b>	新潟県上越市新光町1丁目8番39号 コーポアムール 101号 債務者 江種 敏彦 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 篤子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後2時15分 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 新潟地方裁判所高田支部
<b>令和7年(フ)第108号</b>	京都府城陽市久世南垣内102番地の10 メゾン山城103号 債務者 緒方 勇 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中原 玄幾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
<b>令和7年(フ)第153号</b>	大阪府和泉市上町151番地の1 ライオンズマンション和泉上町614号 債務者 綱島 潔 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐野 晃子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係

<b>破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間</b>	静岡県沼津市口野3番地の31 債務者 佐藤 葵(旧姓新山) 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
<b>令和7年(フ)第38号</b>	北海道帯広市西25条南2丁目7番地101 債務者 石王 瑞希 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 釧路地方裁判所帯広支部破産係
<b>令和7年(フ)第70号</b>	岩手県花巻市高木第20地割200番地93、前住所盛岡市中堤町20番40号 おだなか荘1号 債務者 宮崎 達之 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 盛岡地方裁判所第2民事部
<b>令和7年(フ)第88号</b>	盛岡市東安庭2丁目3番22号 ドミール吉田201号、前住所岩手県滝沢市大石渡1524番地65 債務者 佐々木愛結 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 盛岡地方裁判所第2民事部
<b>令和7年(フ)第22号</b>	新潟県村上市岩船上町6番36号 コーポ・サクセスA108、申立時の住所新潟県村上市海老江1175番地 債務者 小田 恵(旧姓河井) 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 新潟地方裁判所新発田支部
<b>令和7年(フ)第34号</b>	香川県坂出市久米町1丁目25-23 レオパレス楓108号室、住民票上の住所北海道河東郡音更町木野大通西2丁目3番地19 リリーハイツ102号室 債務者 長濱 健吾 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ)第37号</b>	香川県坂出市林町103番地1 グランド・アヴェニュー B101号 債務者 宮本 瑞(旧姓和唐) 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 高松地方裁判所丸亀支部
<b>令和7年(フ)第40号</b>	香川県丸亀市土器町東7丁目459番地3 山田ハイツ201号 債務者 山内 健二 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 高松地方裁判所丸亀支部
<b>令和7年(フ)第210号</b>	東京都国分寺市東元町1丁目23番30号ラ・フォーネ国分寺103 債務者 田山 修 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 長崎地方裁判所民事部破産係
<b>令和7年(フ)第239号</b>	東京都東村山市富士見町3丁目2番地3新武蔵野スカイハイツ609 債務者 中塚 幸宏 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ)第455号</b>	東京都三鷹市中原3丁目6番22-305号 債務者 塩田 洸己 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和6年(フ)第479号</b>	岐阜県各務原市大佐野町2丁目23番地(B棟) 債務者 安藤 鉄郎 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 岐阜地方裁判所

令和7年（フ）第45号 岐阜市本町5丁目23番地（松尾ビル202号室） 債務者 八木 通惠 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 岐阜地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 大阪地方裁判所第6民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 福島地方裁判所白河支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 新潟地方裁判所民事部
令和7年（フ）第1021号 大阪市東住吉区湯里4丁目3番22-401号 債務者 水村 遥 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 水戸地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 新潟地方裁判所民事部
令和7年（フ）第1160号 大阪市住吉区沢之町2丁目9番13号 白金マニション 107号 債務者 檜垣 良司 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 秋田地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 秋田地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 新潟地方裁判所民事部
令和7年（フ）第1279号 大阪市天王寺区味原町14番4-715号 債務者 山端 一輝 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 秋田地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 新潟地方裁判所民事部
令和7年（フ）第1369号 大阪市淀川区塚本4丁目3番18-302号 債務者 大住マリヤ	1 決定年月日時 令和7年4月15日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

<p><b>令和7年(フ)第122号</b> 新潟県燕市吉田曙町12番12号 コーポ曙B 203号 債務者 小田 洋子 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 新潟地方裁判所民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第135号</b> 兵庫県高砂市春日野町14番6-203号 カルムリー春日野、従前の住所兵庫県高砂市伊保崎2丁目4番27号 債務者 武中 義朝 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 神戸地方裁判所姫路支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第162号</b> 兵庫県姫路市広畑区西夢前台5丁目71番地2 ビレッジハウス2棟401号室 債務者 榎藤 幸弘 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 神戸地方裁判所姫路支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第77号</b> 和歌山市雄松町5丁目10番地 グレース雄松 701 債務者 川島 忍(旧姓岡) 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係</p>
<p><b>令和7年(フ)第18号</b> 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉1279番地40 債務者 竹内 正子 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 長野地方裁判所佐久支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第138号</b> 兵庫県姫路市辻井7丁目6番25号 アーバンテラウチ102号 債務者 坂本电工こと 坂本 隆司 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 神戸地方裁判所姫路支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第40号</b> 和歌山県紀の川市貴志川町井ノ口1021番地24 債務者 尾田 政信 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 神戸地方裁判所姫路支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第78号</b> 和歌山市福町34番地 リビエール福町204 債務者 中村 泰子 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係</p>
<p><b>令和7年(フ)第70号</b> 長野県松本市双葉5番305号 県営住宅 債務者 三井 智恵 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 長野地方裁判所松本支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第156号</b> 兵庫県加古川市尾上町安田199番地の1 シャルヴィ加古川803号 債務者 安廣 保住(旧姓青山) 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 神戸地方裁判所姫路支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第40号</b> 和歌山県紀の川市貴志川町井ノ口1021番地24 債務者 尾田 政信 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 神戸地方裁判所姫路支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第40号</b> 和歌山市福町34番地 リビエール福町204 債務者 中村 泰子 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係</p>
<p><b>令和7年(フ)第21号</b> 三重県津市栗真中山町180番地1 ローズハウス2階J号室、前住所三重県津市三重町津興433番地6 ちどりアパート301 債務者 平田 恒裕 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 長野地方裁判所松本支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第160号</b> 兵庫県姫路市大津区新町2丁目14番地2 タウンコートオリビエB102、従前の住所兵庫県姫路市大津区勘兵衛町2丁目244番地 債務者 長尾 仁(旧姓村上) 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。</p>	<p><b>令和7年(フ)第70号</b> 和歌山市橋本市隅田町下兵庫781番地の4、 前住所兵庫県芦屋市津知町8番2号 芦屋AS 債務者 二宮 優次 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係</p>	<p><b>令和7年(フ)第70号</b> 和歌山市橋本市隅田町下兵庫781番地の4、 前住所兵庫県芦屋市津知町8番2号 芦屋AS 債務者 二宮 優次 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係</p>
<p><b>令和7年(フ)第42号</b> 鳥取県米子市皆生新田1丁目3番50号 103号 債務者 日高 幸子 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 鳥取地方裁判所米子支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第160号</b> 兵庫県姫路市大津区新町2丁目14番地2 タウンコートオリビエB102、従前の住所兵庫県姫路市大津区勘兵衛町2丁目244番地 債務者 長尾 仁(旧姓村上) 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。</p>	<p><b>令和7年(フ)第71号</b> 和歌山市神前218番地12 債務者 松尾 雄介 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。</p>	<p><b>令和7年(フ)第42号</b> 鳥取県西伯郡南部町阿賀1246番地 債務者 恩重 和宏 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 鳥取地方裁判所米子支部</p>

<p><b>令和7年(フ)第154号</b> 岡山県倉敷市林1136番地4 ビレッジハウス 林10号棟305号室 債務者 長池明日香 1 決定年月日時 令和7年4月15日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 岡山地方裁判所第3民事部</p> <p><b>令和7年(フ)第29号</b> 広島県三原市宮浦3丁目24番20-302号 債務者 奥田 偲 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 広島地方裁判所尾道支部</p> <p><b>令和7年(フ)第30号</b> 広島県尾道市久保町1714番地1 瑞穂寮 債務者 吉田 徹 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 広島地方裁判所尾道支部</p> <p><b>令和7年(フ)第45号</b> 徳島県徳島市住吉3丁目9番3-504号 栗本マンション 債務者 山口 貴史 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 徳島地方裁判所民事部</p> <p><b>令和7年(フ)第2号</b> 徳島県三好市池田町白地井ノ久保238番地1 債務者 丸野 翔也</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月15日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 徳島地方裁判所美馬支部</p> <p><b>令和7年(フ)第14号</b> 徳島県美馬市美馬町字露口110番地 債務者 上坂 美華 1 決定年月日時 令和7年4月15日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 徳島地方裁判所美馬支部</p> <p><b>令和7年(フ)第7号</b> 愛媛県松山市久保田町106番地3 メゾフォルテA101号 債務者 水野 蘭 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 松山地方裁判所民事部</p> <p><b>令和7年(フ)第8号</b> 愛媛県松山市古川西3丁目5番15号 アルカシエル403号 債務者 大西伸之祐 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 松山地方裁判所民事部</p> <p><b>令和7年(フ)第12号</b> 高知県香南市夜須町西山1337番地13、旧住所 高知県安芸市土居557番地イ 債務者 座安 百合 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後1時30分 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 高知地方裁判所安芸支部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第9号</b> 佐賀市大財北町4番4406号、前住所佐賀市高木瀬東4丁目4番43号 ボンメゾン202 債務者 渡辺 汐里 1 決定年月日時 令和7年4月14日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係</p> <p><b>令和7年(フ)第17号</b> 熊本県葦北郡芦北町大字田浦町358番地2 社会福祉法人 蘇生会 救護施設 野坂の浦莊、前住所熊本県水俣市丸島町1丁目1番11号 潟上アパート102 債務者 瀬戸 洋行 1 決定年月日時 令和7年4月15日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 熊本地方裁判所八代支部</p> <p><b>令和7年(フ)第11号</b> 大分県豊後大野市大野町後田2165番地1 債務者 佐藤貴代子 1 決定年月日時 令和7年4月15日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 大分地方裁判所竹田支部破産再生係</p> <p><b>令和7年(フ)第8号</b> 大分県中津市大字合馬543番地 債務者 毛利美津子 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 大分地方裁判所中津支部破産・再生係</p> <p><b>令和7年(フ)第2号</b> 大分県日向市曾根町1丁目143番地 エクセルント日向105号 債務者 狩野 基樹 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 宮崎地方裁判所延岡支部</p> <p><b>令和7年(フ)第58号</b> 宮崎県日向市曾根町1丁目143番地 エクセルント日向105号 債務者 狩野由香利 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 宮崎地方裁判所延岡支部</p>
---	---	--

<b>令和7年(フ)第59号</b>	宮崎県延岡市若葉町1丁目108番地217 若葉コーポラス104 債務者 前里 朋子 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 宮崎地方裁判所延岡支部
<b>令和7年(フ)第60号</b>	宮崎県延岡市中島町3丁目302番地12 債務者 木村 勝彦 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 宮崎地方裁判所延岡支部
<b>令和7年(フ)第26号</b>	沖縄県浦添市仲西2丁目1番16-205号 でいご荘 債務者 佐久本大凡 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 那覇地方裁判所民事第3部
<b>令和7年(フ)第44号</b>	沖縄県宜野湾市真志喜3丁目31番7-302号 アーバントップ宇地泊 債務者 西原千香子 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係
<b>令和7年(フ)第75号</b>	沖縄県沖縄市宮里2丁目13番5号 知花アパート3階 債務者 中西加奈子

1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	<b>令和7年(フ)第58号</b> 北海道旭川市西神楽1線24号461番地の3 債務者 前田有里奈 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月9日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部 <b>破産債権の届出期間及び一般調査期日</b>
1 決定年月日時 令和7年4月16日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月9日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部	<b>令和6年(フ)第924号</b> 大阪府東大阪市未広町21番7号 破産者 株式会社モトヤマ 1 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで 2 一般調査期日 令和7年6月30日午後2時50分 令和7年4月16日 大阪地方裁判所第6民事部
1 決定年月日時 令和7年4月16日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月9日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部	<b>令和6年(フ)第6180号</b> 大阪府東大阪市川田2丁目26番12号 高野莊101 破産者 ワイラインこと 養松 佳将 1 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで 2 一般調査期日 令和7年7月3日午後2時30分 令和7年4月16日 大阪地方裁判所第6民事部
1 決定年月日時 令和7年4月16日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月26日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部	<b>令和6年(フ)第129号</b> 岐阜県大垣市中野町5丁目16番地 メゾンリビエールⅡ 203 破産者 鮎飛脚三町店こと 伊藤 昌美 1 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで 2 一般調査期日 令和7年7月14日午後2時 令和7年4月16日 岐阜地方裁判所大垣支部破産係
1 決定年月日時 令和7年4月16日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月9日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部	<b>令和6年(フ)第102号</b> (最後の住所) 滋賀県近江八幡市中村町10番地2 破産者 松橋歯科医院こと 被相続人亡松橋洋一相続財産 1 破産債権の届出期間 令和7年5月27日まで 2 一般調査期日 令和7年7月7日午前10時30分 令和7年4月14日 大津地方裁判所彦根支部

<b>令和6年(フ)第103号</b> 滋賀県彦根市南川瀬町640番地の7 破産者 株式会社共立 1 破産債権の届出期間 令和7年5月27日まで 2 一般調査期日 令和7年7月7日午前10時40分 令和7年4月14日 大津地方裁判所彦根支部
<b>令和6年(フ)第2180号</b> 札幌市北区北16条西3丁目2番21-101号、 申立時の住所札幌市北区北21条西4丁目2番33-101号 破産者 森谷 信浩 1 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで 2 一般調査期日 令和7年7月22日午前10時15分 令和7年4月16日 札幌地方裁判所民事第4部
<b>書面による計算報告</b> 次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
<b>令和6年(フ)第349号</b> 宮崎県児湯郡高鍋町大字持田2815番地 破産者 岩永 明美 異議申述期間 令和7年5月29日まで 令和7年4月17日 宮崎地方裁判所破産係
<b>令和6年(フ)第298号</b> 千葉県佐倉市ユーカリが丘5丁目6番1-109号 破産者 高橋 祐太 異議申述期間 令和7年6月11日まで 令和7年4月16日 千葉地方裁判所佐倉支部
<b>令和7年(フ)第21号</b> 千葉県市川市本塙1番16号 (コードスター)イト205号 破産者 陣野 友希 異議申述期間 令和7年6月12日まで 令和7年4月17日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
<b>令和7年(フ)第43号</b> 千葉県市川市宮久保5丁目5番15号 (ライタウン宮久保A棟201号) 破産者 藤森 要 異議申述期間 令和7年6月12日まで 令和7年4月17日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 特別清算終結

### 令和4年(ヒ)第1号

徳島県阿南市駅町亀崎60番地2

清算株式会社 高砂海運株式会社

1 決定年月日 令和7年4月11日

2 主文 本件特別清算手続を終結する。

徳島地方裁判所阿南支部

## 特別清算協定認可

### 令和6年(ヒ)第2号

長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触296番地1

清算株式会社 白川商事株式会社

代表清算人 白川 文子

1 決定年月日 令和7年4月11日

2 主文 次の協定を認可する。

協定

清算株式会社は、下記の各協定債権者の債権（元本、利息及び遅延損害金）につき、その全額の免除を受ける。

記

(1) 株式会社日本政策金融公庫

(2) 長崎県信用保証協会

以上

長崎地方裁判所壱岐支部

## 小規模個人再生による再生手続開始

### 令和7年(再イ)第2号

千葉県佐倉市八幡台3丁目16番1号

再生債務者 中野 勝子

1 決定年月日時 令和7年4月10日午後4時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月1日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月15日から令和7年5月29日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

### 令和7年(再イ)第45号

札幌市南区北ノ沢2丁目19番1号

再生債務者 木村 一英

1 決定年月日時 令和7年4月16日午後1時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年5月28日まで

札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(再イ)第2号

北海道根室市厚床1丁目3番地 B

再生債務者 歌野 晋一

1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年5月28日まで

釧路地方裁判所根室支部

### 令和7年(再イ)第36号

愛知県岡崎市丸山町字アラ田15番地1

再生債務者 三輪 一仁

1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月12日から令和7年5月19日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

### 令和7年(再イ)第39号

札幌市北区百合が原5丁目1番1-203号

再生債務者 德正 一仁

1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年5月29日まで

札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(再イ)第21号

愛媛県松山市東石井3丁目5番19号

再生債務者 高市 聰司

1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月15日から令和7年5月22日まで

松山地方裁判所民事部

### 令和7年(再イ)第8号

長崎県長崎市東立神町28番22号

再生債務者 福嶋 昌範

1 決定年月日時 令和7年4月17日午前10時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年5月30日まで

3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月29日から令和7年6月12日まで

長崎地方裁判所民事部個人再生係

### 令和7年(再イ)第17号

栃木県鹿沼市深津1433番地

再生債務者 半田 武男

1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年5月28日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

### 令和7年(再イ)第21号

愛知県津島市愛宕町5丁目214番地4

再生債務者 鈴木 徹

1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令和7年5月23日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和7年(再イ)第58号

愛知県あま市木田加瀬39番地2 ホーブ＆ドリームスⅡ101号

再生債務者 井田わたる

1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令和7年5月23日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和6年(再イ)第69号

鹿児島市中山町5170番地5

再生債務者 川原 主税

1 決定年月日時 令和7年4月11日午前10時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年5月30日まで

鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

### 令和7年(再イ)第15号

栃木県河内郡上三川町しらさぎ3丁目38番地

20

再生債務者 橋本 莉奈

1 決定年月日時 令和7年4月14日午後5時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月12日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月26日から令和7年6月3日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

### 令和7年(再イ)第3号

山形県酒田市広野字中通5番地

再生債務者 小林 真里

1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令和7年6月10日まで

山形地方裁判所酒田支部

### 令和7年(再イ)第4号

山形県酒田市幸町1-1-58 J R酒田寮

404号室

再生債務者 藤木 拓朗

1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令和7年6月10日まで

山形地方裁判所酒田支部

### 令和7年(再イ)第9号

茨城県つくば市上郷6541番地1

再生債務者 沼川 真也

1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令和7年6月17日まで

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年（再イ）第99号 東京都大田区池上5-1-1-303 再生債務者 岡村 竜也 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令和7年6月17日まで 東京地方裁判所民事第20部	3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令和7年6月3日まで 那覇地方裁判所平良支部	令和7年（再イ）第2号 群馬県伊勢崎市今泉町1丁目15番地2 ハイエスト モデッサ203 再生債務者 市川 拓也 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月18日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第105号 東京都墨田区立花5-18-2 再生債務者 金田 祥典 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令和7年6月17日まで 東京地方裁判所民事第20部	3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月4日まで 旭川地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第10号 群馬県高崎市下之城町380番地1 再生債務者 高橋 武尊 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月18日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第127号 千葉県野田市岩名1-53-20 再生債務者 三浦 大輝 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令和7年6月17日まで 東京地方裁判所民事第20部	3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月11日まで 盛岡地方裁判所花巻支部	令和7年（再イ）第9号 岩手県花巻市諫訪39番地1 再生債務者 信太 明美 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月11日まで 前橋地方裁判所高崎支部
令和7年（再イ）第130号 茨城県坂東市中里809 再生債務者 圓崎 遥華 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令和7年6月17日まで 東京地方裁判所民事第20部	3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月11日まで 山形地方裁判所米沢支部	令和6年（再イ）第484号 東京都新宿区若葉3-2 703 再生債務者 沖野 正裕 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月18日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第1号 沖縄県宮古島市伊良部字前里添510番地 再生債務者 国吉 博昭 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令和7年6月17日まで 東京地方裁判所民事第20部	3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月18日まで 山形地方裁判所米沢支部	令和7年（再イ）第59号 東京都豊島区上池袋3-12-16-401 再生債務者 関口 謙太 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月18日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第8号 茨城県つくば市みどりの中央8番地2 ウイニングコートみどりの108号 再生債務者 原 杏輔 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月18日まで 東京地方裁判所民事第20部	3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月18日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	令和7年（再イ）第66号 東京都北区志茂5-1-9-501 再生債務者 白田 裕樹 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月18日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第122号 神奈川県川崎市幸区小倉4-15-22-201 再生債務者 外立 幹男 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月18日まで 東京地方裁判所民事第20部		

**令和7年(再イ)第158号**  
東京都板橋区本町17-1 エスケーベー本町  
マンションII 201  
再生債務者 吉澤 宏樹  
1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月18日まで  
　　東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再イ)第17号**  
川崎市多摩区三田4丁目1番地43 ラ・  
ヴェール三田 303  
再生債務者 山口 達也  
1 決定年月日時 令和7年4月16日午後4時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月11日まで  
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(再イ)第10号**  
富山市高畠町1丁目10番67-201号 グラン  
ドコートII  
再生債務者 内田 哲郎  
1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年5月28日まで  
　　富山地方裁判所民事部

**令和6年(再イ)第523号**  
大阪府東大阪市池之端町11番10号  
再生債務者 石川 圭悟  
1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年6月4日まで  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(再イ)第118号**  
大阪府豊中市東泉丘2丁目5番19-406号  
再生債務者 remakeこと 奥村 昭仁

1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年5月21日から令和7年6月4日まで  
　　大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(再イ)第6号**  
奈良市学園朝日町6番13-2号  
再生債務者 新田 正  
1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年6月5日まで  
　　奈良地方裁判所

**令和6年(再イ)第48号**  
徳島県板野郡藍住町富吉字穂実49番地24  
再生債務者 井西 昭文  
1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月4日まで  
　　徳島地方裁判所民事部

**令和7年(再イ)第2号**  
沖縄県八重山郡与那国町字与那国4022番地  
208 久部良宿舎B棟202号室  
再生債務者 山崎 豊英  
1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令和7年6月4日まで  
　　那覇地方裁判所石垣支部

**令和7年(再イ)第10号**  
茨城県稻敷市上須田753番地1  
再生債務者 板垣 靖則  
1 決定年月日時 令和7年4月17日午後2時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年5月15日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年5月29日から令和7年6月19日まで  
　　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

**令和7年(再イ)第11号**  
茨城県龍ケ崎市佐貫町740番地 アクティ佐  
貫6号棟 201号室  
再生債務者 西村 和芳  
1 決定年月日時 令和7年4月17日午後2時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年5月15日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年5月29日から令和7年6月19日まで  
　　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

**令和7年(再イ)第28号**  
埼玉県川越市大字牛子98番地41  
再生債務者 大河原寛之  
1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年5月15日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年5月29日から令和7年6月5日まで  
　　さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(再イ)第6号**  
福井県敦賀市清水町1丁目1番地の6 ディ  
アコート30 309号(前住所) 福井県小浜市  
多田第9号46番地 T A T T A 12  
再生債務者 谷 洋一  
1 決定年月日時 令和7年4月17日午前10時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年5月15日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年6月5日まで  
　　福井地方裁判所敦賀支部再生係  
**小規模個人再生による書面決  
議に付する決定**

**令和6年(再イ)第39号**  
千葉県佐倉市城内町250番地23  
再生債務者 田崎 满  
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月25日  
付け再生計画案  
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月  
2日まで  
　　令和7年4月11日 千葉地方裁判所佐倉支部

**令和7年(再イ)第1号**  
千葉県君津市外箕輪2丁目17番7号  
再生債務者 阿部 信司  
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月27日  
付け再生計画案  
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月  
2日まで  
　　令和7年4月17日  
　　千葉地方裁判所木更津支部

**令和6年(再イ)第241号**  
東京都葛飾区四つ木1-23-17  
再生債務者 井上 美香  
1 決議に付する再生計画案 令和7年2月19日  
付け再生計画案  
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月  
2日まで  
　　令和7年4月15日  
　　東京地方裁判所民事第20部

**令和6年(再イ)第334号**  
東京都世田谷区玉川4-38-16-206  
再生債務者 烏山 祐  
1 決議に付する再生計画案 令和6年12月10日  
付け再生計画案  
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月  
2日まで  
　　令和7年4月15日  
　　東京地方裁判所民事第20部

**令和6年(再イ)第479号**  
東京都大田区中央3-30-9 第二真荘203  
再生債務者 植葉 渥太  
1 決議に付する再生計画案 令和7年2月27日  
付け再生計画案  
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月  
2日まで  
　　令和7年4月15日  
　　東京地方裁判所民事第20部

**令和6年(再イ)第486号**  
東京都葛飾区新小岩1-16-18-102  
再生債務者 太田 嘉人  
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日  
付け再生計画案  
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月  
2日まで  
　　令和7年4月15日  
　　東京地方裁判所民事第20部

令和6年（再イ）第490号 東京都渋谷区西原3-17-12-103 再生債務者 白鳥 巧史 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 2日まで 令和7年4月15日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年（再イ）第427号 神奈川県川崎市高津区千年993-101（開始決 定時の住所）神奈川県横浜市港北区綱島東 3-5-10 第三カスミコート101 再生債務者 加茂川暢生 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月16日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年（再イ）第74号 埼玉県越谷市北越谷1丁目24番25号 再生債務者 藤浪 大 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 9日まで 令和7年4月16日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係 令和6年（再イ）第81号 埼玉県越谷市蒲生町19番地5 ソライエア イル越谷蒲生804号 再生債務者 斎藤 友則 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 9日まで 令和7年4月16日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係	令和6年（再イ）第239号 札幌市白石区菊水8条3丁目2番33-203号 再生債務者 加納こず江 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 14日まで 令和7年4月16日 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年（再イ）第496号 東京都世田谷区奥沢5-34-7 再生債務者 秋本 晋吾 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 2日まで 令和7年4月15日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年（再イ）第477号 東京都品川区東中延1-1-8-502 再生債務者 山本 ひな 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月16日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年（再イ）第27号 愛知県岡崎市昭和町字高畑20番地5 再生債務者 小島 博誠 1 決議に付する再生計画案 令和6年11月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月15日 名古屋地方裁判所岡崎支部	令和6年（再イ）第7号 栃木県鹿沼市朝日町1941番地1 サンデュエル鹿沼401号 再生債務者 本多 雄貴 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 12日まで 令和7年4月14日 宇都宮地方裁判所第1民事部
令和6年（再イ）第515号 東京都八王子市堀之内3-3-11-502 再生債務者 木村 孝明 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 2日まで 令和7年4月15日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年（再イ）第35号 大分市横尾東町4丁目10番8号 再生債務者 相良 純弥 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 8日まで 令和7年4月17日 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	令和6年（再イ）第42号 群馬県安中市原市1950番地5 再生債務者 山口 大輔 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 13日まで 令和7年4月15日 前橋地方裁判所高崎支部	令和6年（再イ）第43号 群馬県安中市原市2055番地3 再生債務者 木村 純 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 14日まで 令和7年4月16日 前橋地方裁判所高崎支部
令和6年（再イ）第40号 千葉県佐倉市上志津1807番地38 イツツア ネックス202 再生債務者 田村 京介 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月14日 千葉地方裁判所佐倉支部	令和6年（再イ）第58号 埼玉県三郷市鷹野1丁目100番地10 再生債務者 佐々木隆弥 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 9日まで 令和7年4月16日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係	令和6年（再イ）第51号 静岡県富士市森下28番地の1 カーサ森下 301号 再生債務者 中司 亮太 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 13日まで 令和7年4月15日 静岡地方裁判所富士支部破産係	令和7年（再イ）第8号 千葉市稲毛区小中台町659番地 セキスト稻 毛208号 再生債務者 内山 勝夫 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 14日まで 令和7年4月16日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年（再イ）第418号 東京都板橋区高島平1-47-11-101 再生債務者 安藤 弓弦 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月16日 東京地方裁判所民事第20部			

令和6年（再イ）第595号 大阪府八尾市萱振町1丁目7番地の1 グラ ンシャリオ萱振A-101号 再生債務者 小野寺英利 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 14日まで 令和7年4月16日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第1号 愛知県知立市新林町本林14番地6 再生債務者 前田 聖人 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 16日まで 令和7年4月16日 名古屋地方裁判所岡崎支部	令和6年（再イ）第19号 鹿児島県霧島市国分中央2丁目2番29-105 号 ハイアット21中央 再生債務者 中島 知樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月14日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 14日まで 令和7年4月16日 鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係	令和7年（再口）第10011号 東京都新宿区若松町21-19 再生債務者 山来 雅彦 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月13日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月27日から令 和7年6月17日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和6年（再イ）第42号 沖縄県糸満市字賀数300番地の2 賀数宿舎 5棟606号 再生債務者 川満 浩樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 14日まで 令和7年4月16日 那覇地方裁判所民事第3部	令和7年（再イ）第5号 愛知県豊田市大島町平7番地7 再生債務者 大橋 裕江 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 16日まで 令和7年4月17日 名古屋地方裁判所岡崎支部	令和6年（再イ）第1号 秋田市土崎港北3丁目3番36号 レジデンス 村上A201 再生債務者 市川奈緒子 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月9日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月15日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 15日まで 令和7年4月17日 秋田地方裁判所民事第2部 小規模個人再生による再生計 画取消	令和7年（再口）第10007号 東京都町田市南大谷1-17-35 再生債務者 森田 大介 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月28日から令 和7年6月18日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和6年（再イ）第224号 札幌市清田区北野5条4丁目22番39号 再生債務者 小鹿 陽介 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 15日まで 令和7年4月17日 札幌地方裁判所民事第4部	令和6年（再イ）第33号 群馬県太田市富沢町241番地11 再生債務者 山崎 敬伸 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月31日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 19日まで 令和7年4月17日 前橋地方裁判所太田支部	令和6年（再イ）第92号 兵庫県尼崎市浜田町3丁目19番地の2ロイヤ ルハイム205号 再生債務者 みずぬし保険事務所こと 水主 恵吾 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月16日 神戸地方裁判所尼崎支部	令和7年（再口）第2号 高知県土佐市高岡町乙105番地4 再生債務者 谷口 靖彦 1 決定年月日時 令和7年4月17日午前10時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令 和7年6月5日まで 高知地方裁判所民事部個人再生係
令和6年（再イ）第252号 札幌市豊平区平岸3条8丁目3番1-310号 再生債務者 熊谷 純二 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 15日まで 令和7年4月17日 札幌地方裁判所民事第4部	令和6年（再イ）第9号 兵庫県尼崎市浜3丁目14番24-5号 再生債務者 中川 正幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5 月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 8日まで 令和7年4月17日 神戸地方裁判所尼崎支部	令和7年（再イ）第4号 愛知県知多郡武豊町字南中根24番地14 再生債務者 村瀬 洋 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令 和7年5月23日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（再口）第1号 大分市中春日町15番24号（住民票住所）福岡 市早良区百道浜1丁目3番70-3606号ザ・レ ジデンシャルスイート・福岡3棟 再生債務者 乙津 光邦 1 決定年月日時 令和7年4月17日午前10時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月29日から令 和7年6月19日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年（再イ）第11号 愛知県江南市後飛保町宮前86番地 再生債務者 平林 大将 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 15日まで 令和7年4月17日 名古屋地方裁判所一宮支部			

**給与所得者等再生による再生  
計画認可**

令和6年(再口)第1号

宮城県気仙沼市本吉町大柄59番地  
再生債務者 金野 義行

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年4月17日

仙台地方裁判所気仙沼支部

令和6年(再口)第5号

広島市西区観音町6番9-302号  
再生債務者 沖石恵利香

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年4月17日

広島地方裁判所民事第4部

令和6年(再口)第14号

仙台市宮城野区小田原1丁目9番12号ヘリオスⅢ-207(従前の住所)仙台市青葉区栗生3丁目15番地の5  
再生債務者 岩井 佳枝

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年4月16日

仙台地方裁判所第4民事部

**所有者不明土地管理命令に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和6年(チ)第4号

東京都江戸川区西葛西3丁目8番7-1101号  
申立人 神崎 長造

亡阿部秀夫の最後の住所 岩手県一関市字二本木22番地5  
所有者 亡阿部秀夫相続財産

届出期間満了日 令和7年6月11日

令和7年4月11日 盛岡地方裁判所一関支部  
(別紙) 物件目録

所在 一関市大町  
地番 199番  
地目 宅地  
地積 402.38平方メートル

令和7年(チ)第3011号

東京都東大和市桜が丘1丁目1429番地の3 東京ユニオンガーデンB-1403

申立人 大槻 英二

住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 渋谷区新橋町64番地

所有者 亡加治屋藤雄相続財産

届出期間満了日 令和7年6月11日

令和7年4月11日 東京地方裁判所  
(別紙) 物件目録

所在 渋谷区恵比寿二丁目  
地番 64番51  
地目 宅地  
地積 119.17平方メートル

令和7年(チ)第4号

東京都中央区銀座6丁目15番1号  
申立人 電源開発送変電ネットワーク株式会社

亡杉本浩一の最後の住所 静岡県浜松市天竜区春野町筏戸大上436番地

所有者・共有者 亡杉本浩一相続財産

届出期間満了日 令和7年6月11日

令和7年4月11日 静岡地方裁判所浜松支部  
(別紙) 物件目録

1 所在 浜松市天竜区春野町筏戸大上字フノフ  
地番 605番  
地目 山林  
地積 3880平方メートル  
亡杉本浩一相続財産持分 7分の1

2 所在 浜松市天竜区春野町筏戸大上字フノフ  
地番 532番  
地目 山林  
地積 4595平方メートル

3 所在 浜松市天竜区春野町筏戸大上字アカボタ  
地番 541番  
地目 山林  
地積 3411平方メートル

4 所在 浜松市天竜区春野町筏戸大上字アカボタ  
地番 542番  
地目 山林  
地積 1761平方メートル

令和6年(チ)第22号

福岡市中央区荒戸1丁目3番20号メゾンアクリア4B

申立人 株式会社R E G不動産

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 小郡市三沢5011番地の41

所有者 井上 廣文

届出期間満了日 令和7年6月9日

令和7年4月11日

福岡地方裁判所第4民事部  
(別紙) 物件目録

1 所在 糸島市前原駅南三丁目  
地番 337番6  
地目 公衆用道路  
地積 34平方メートル

2 所在 糸島市前原駅南三丁目  
地番 338番1  
地目 公衆用道路  
地積 125平方メートル

3 所在 糸島市前原駅南三丁目  
地番 338番8  
地目 公衆用道路  
地積 114平方メートル

4 所在 糸島市前原駅南三丁目  
地番 338番12  
地目 公衆用道路  
地積 2.48平方メートル

5 所在 糸島市前原駅南三丁目  
地番 339番4  
地目 公衆用道路  
地積 51平方メートル

**所有者不明建物管理命令に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第5号

神奈川県藤沢市今田723番地の1

申立人 諒訪間友和

最後の住所 神奈川県藤沢市石川5丁目21番地の5 こもれび湘南

所有者 亡金子透相続財産

(不動産登記記録上の住所) 藤沢市今田726番地の6

(不動産登記記録上の所有者) 金子 透  
届出期間満了日 令和7年6月10日

令和7年4月10日

横浜地方裁判所第3民事部  
(別紙) 物件目録

所在 藤沢市今田字広町156番地1  
家屋番号 156番1  
種類 作業所

構造 鉄骨・軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建  
床面積 264.77平方メートル

令和7年(チ)第6号

石川県輪島市二ツ屋町2字29番地

申立人 輪島市長 坂口 茂

石川県輪島市塙田町1部45番地

所有者 亡中村清隆相続財産

届出期間満了日 令和7年5月30日

令和7年4月10日 金沢地方裁判所輪島支部  
(別紙) 物件目録

1 所在 輪島市塙田町壱部 45番地乙、17番地  
1  
家屋番号 45番の2

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 122.92平方メートル  
2階 39.67平方メートル

令和7年(チ)第7号

石川県輪島市二ツ屋町2字29番地

申立人 輪島市長 坂口 茂

石川県輪島市門前町小滝13の22番地

所有者 亡端博康相続財産

届出期間満了日 令和7年5月30日

令和7年4月10日 金沢地方裁判所輪島支部



## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

社法第七九六条第二項に基づき、乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第一項に基づき株主総会の承認決議を経て合併を決定しております。また、甲は乙、丙及び丁の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲・乙・丁) [https://www.yamaha-robotics.com/corporate/public\\_notice](https://www.yamaha-robotics.com/corporate/public_notice)

(丙) 掲載紙 信濃毎日新聞

掲載頁 二十九頁

令和七年四月二十五日

(甲) ヤマハロボティクスホールディングス株式会社

代表取締役 中村 亮介

(乙) 株式会社新川

代表取締役 大岡 文彦

(内) アピックヤマダ株式会社

代表取締役 宮田 靖久

埼玉県坂戸市千代田五丁目七番一号

(丁) 株式会社PFA

代表取締役 飯島 芳紀

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

(甲) 合同会社城北会計

代表社員 津田 和生

(乙) 合同会社蓮根二丁目二七一一二

代表社員 津田 和生

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年二月二十八日

掲載頁 六十八頁 (号外第四十一号)

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年二月二十八日

掲載頁 六十八頁 (号外第四十一号)

(甲) 洋光電子株式会社

代表取締役 渡辺 孝史

(乙) 城陽電子機器株式会社

代表取締役 渡辺 孝史

(甲) A L H 株式会社

代表取締役 岩山 瑞二

(乙) 株式会社キヤリアシステムズ

代表取締役 丸井 英軌

(甲) 株式会社ケイアソシエイツ

代表取締役 高橋 修平

(乙) 株式会社J T S

代表取締役 高橋 修平

(内) 東京都港区虎ノ門三丁目一一番二五号 (S VAX・TTビル)

(甲) 株式会社ケイアソシエイツ

代表取締役 高橋 修平

(乙) 株式会社J T S

代表取締役 高橋 修平

(内) 東京都港区虎ノ門三丁目一一番二五号 (S VAX・TTビル)

(甲) 株式会社ケイアソシエイツ

代表取締役 高橋 修平

(乙) 株式会社J T S

代表取締役 高橋 修平

(内) 東京都港区虎ノ門三丁目一一番二五号 (S VAX・TTビル)

(甲) 株式会社ケイアソシエイツ

代表取締役 高橋 修平

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年四月二十五日

掲載頁 六十八頁 (号外第三〇五号)

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年十二月二十七日

掲載頁 七十五頁 (号外第三〇五号)

(甲) 旭鉄工株式会社

代表取締役 木村 哲也

(乙) 株式会社旭鉄工所

代表取締役 木村 哲也

(甲) 旭鉄工株式会社

代表取締役 木村 哲也

(乙) 株式会社旭鉄工所

代表取締役 木村 哲也

(甲) 愛知県碧南市中山町七丁目二六番地

代表取締役 木村 哲也

(乙) 愛知県碧南市中山町七丁目二六番地

代表取締役 木村 哲也

(甲) 揭載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年一月二十一日

掲載頁 十四頁

(甲) 揭載紙 官報

掲載の日付 令和七年四月二十一日

掲載頁 十四頁

(甲) 揭載紙 官報

掲載の日付 令和七年四月二十一日

掲載頁 十四頁

(甲) 揭載紙 官報

掲載の日付 令和七年四月二十一日

掲載頁 十四頁

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) <https://www.corezo.co.jp/company/>

(甲) 株式会社地域未来創造

代表取締役社長 坂野 洋一

(乙) 株式会社C O R E Z O

代表取締役社長 園 哲志

(甲) 旭川市金沢市広岡二丁目一二番六号

(乙) 株式会社セラウド

代表取締役社長 坂野 洋一

(甲) 旭川市金沢市南町二番一号

(乙) 株式会社セラウド

(甲) 旭川市金沢市広岡二丁目一二番六号

(乙) 旭川市金沢市南町二番一号

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

## (甲)掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年四月十日  
掲載頁 二〇三頁(号外第六十一号)

## (乙)掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年四月十日  
掲載頁 二〇三頁(号外第六十一号)

## (丙)掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年四月十日  
掲載頁 二〇三頁(号外第六十一号)

## (丁)掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年四月十日  
掲載頁 二〇三頁(号外第六十一号)

## 令和七年四月二十五日

大阪市北区長柄西一丁目二番二五号

(甲)日本精工硝子株式会社  
代表取締役 三野 親慶

(乙)大誠硝子株式会社  
代表取締役 織田 智香

## 令和七年四月二十五日

大阪市北区長柄西一丁目二番二五号

(甲)日本精工硝子株式会社  
代表取締役 三野 親慶

(乙)大誠硝子株式会社  
代表取締役 織田 智香

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

## (甲)掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年十一月一日  
掲載頁 七十六頁(号外第二五八号)

## (乙)掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年十一月一日  
掲載頁 七十六頁(号外第二五八号)

## 令和七年四月二十五日

大阪市北区中之島三丁目二番二八号

(甲)株式会社レスタス  
代表取締役 大脇 晋

## (内)株式会社ジャパンフレーズ

代表取締役 中見 英昭  
代表取締役 中見 英昭

## (乙)株式会社RESEED

代表取締役 大脇 晋

## 名古屋市千種区振町二丁目六〇番地の二

(内)株式会社ジャパンフレーズ  
代表取締役 中見 英昭  
代表取締役 中見 英昭

## (乙)株式会社RESEED

代表取締役 大脇 晋

## 名古屋市千種区振町二丁目六〇番地の二

## (内)株式会社ジャパンフレーズ

代表取締役 中見 英昭  
代表取締役 中見 英昭

## (乙)株式会社RESEED

代表取締役 大脇 晋

## 大阪市北区芝田二丁目八番一〇号

(内)株式会社大宝フレーズ  
代表取締役 豊村 正勝

(甲)掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年四月七日  
掲載頁 八十頁(号外第七十八号)

## (乙)掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年四月七日  
掲載頁 六十九頁(号外第七十八号)

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

## (甲)掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年三月十二日  
掲載頁 九十三頁(号外第四十九号)

## (乙)掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年四月二十五日  
掲載頁 二丁目三番一七号

## (丙)掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年四月二十五日  
掲載頁 三丁目二番二四号

## (丁)掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年四月二十五日  
掲載頁 二丁目三番一七号

## 令和七年四月二十五日

東京都江東区豊洲三丁目二番二四号

(甲)NXTech株式会社  
代表取締役 東 剛史

## (乙)株式会社kiipl&amp;nappy

代表取締役 吉田 晓生

## 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の銀行カードローンに係る保証事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

## (甲)掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年七月四日  
掲載頁 六十三頁(号外第一六一號)

## (乙)掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年三月二十一日  
掲載頁 九十二頁(号外第五十九号)

## 令和七年四月二十五日

東京都江東区外神田三丁目一二番八号

(甲)新生ファイナンシャル株式会社  
代表取締役 和智 正

## 令和七年四月二十五日

東京都中央区日本橋本町二丁目二番二号

(甲)ヤマト科学商事株式会社  
代表取締役 森川 智

(乙)ヤマト科学株式会社  
代表取締役 森川 智

## 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のIT事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)https://nxtech.co.jp/

掲載の日付 令和七年三月十二日  
掲載頁 九十三頁(号外第四十九号)

(乙)掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年四月二十五日  
掲載頁 二丁目三番一七号

(丙)掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年四月二十五日  
掲載頁 三丁目二番二四号

(丁)掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年四月二十五日  
掲載頁 二丁目三番一七号

令和七年四月二十五日

東京都江東区豊洲三丁目二番二四号

(甲)NXTech株式会社  
代表取締役 東 剛史

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の理化学機器販売の事業に係る権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年七月四日  
掲載頁 六十三頁(号外第一六一號)

(乙)掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年三月二十一日  
掲載頁 九十二頁(号外第五十九号)

令和七年四月二十五日

東京都江東区外神田三丁目一二番八号

(甲)新生ファイナンシャル株式会社  
代表取締役 和智 正

令和七年四月二十五日

東京都南区西九条院町二六番地

(甲)ヤマト科学商事株式会社  
代表取締役 森川 智

(乙)ニッセン・クレジットサービス株式会社  
代表取締役 竹本 理行

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のIT事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)https://nxtech.co.jp/

掲載の日付 令和七年三月十二日  
掲載頁 九十三頁(号外第四十九号)

(乙)掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年四月二十五日  
掲載頁 二丁目三番一七号

(丙)掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年四月二十五日  
掲載頁 三丁目二番二四号

(丁)掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年四月二十五日  
掲載頁 二丁目三番一七号

令和七年四月二十五日

東京都江東区外神田三丁目一二番八号

(甲)新生ファイナンシャル株式会社  
代表取締役 和智 正

## 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のライフケーブル・イングの総合サイト「ライフドット」(「一」)事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月二日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第二項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出  
済。

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞  
掲載頁 十頁  
令和七年四月二十五日

令和七年四月二十六日

(甲) 株式会社鎌倉新書  
代表取締役 小林 史生  
(乙) 株式会社エイチームライフデザイン  
代表取締役 間瀬 文雄

## 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金融・リース・不動産部門 国内不動産事業部(旧社会事業・金融グループ)で行う不動産開発事業及び子会社の管理に係る事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和六年七月十九日

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出  
済

令和七年四月二十五日

東京都千代田区大手町一丁目四番二号

(甲) 丸紅都市開発株式会社  
代表取締役 藏本 清登

代表取締役 古谷 孝之

## 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の美濃加茂・恵那・都城所在のトレーラーホテル事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。  
(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和六年七月十九日

(甲) 確定した最終事業年度はありません。  
(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年四月二十六日

(甲) 新M.R.E.D準備株式会社  
代表取締役 藏本 清登

(甲) 東京都千代田区大手町一丁目四番二号  
代表取締役 藏本 清登

## 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む社交飲食店に係る事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年四月十八日

(甲) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和六年九月十七日

(甲) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年四月二十五日

(甲) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年四月二十五日

(甲) 大阪市西区新町三丁目六番一〇号  
代表取締役 永田 賢弘

(甲) I.N.S.O.U. West株式会社  
代表取締役 中岡 大亮

(甲) 大阪市西区新町三丁目六番一〇号  
代表取締役 永田 賢弘

(甲) I.N.S.O.U. West株式会社  
代表取締役 中岡 大亮

(甲) 大阪市西区新町三丁目六番一〇号  
代表取締役 永田 賢弘

## 令和七年四月二十五日

東京都新宿区西新宿八丁目一四番二四号

(甲) 株式会社アド究舎  
(商号変更後の商号)

株式会社ニッセンL.I.N.X  
代表取締役 山中 幸成

京都市南区西九条院町二六番地  
(乙) 株式会社ニッセン  
代表取締役 羽渕 淳

## 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む美容院の運営事業(ただし、屋島店、志度店の店舗は除く。)に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 宮古毎日新聞  
掲載の日付 令和七年四月十八日

## 新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ナックイエスマート（住所福島県郡山市安積荒井三丁目一〇番地）に対し当社のイエスマート事業（韓国食材・雑貨の卸売および小売販売事業）に関する権利義務全部を承継することにいたしましたので公表します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://convebox.jp/>

令和七年四月二十五日

福島県岩瀬郡天栄村大字飯豊字大山一〇番地二六二 株式会社コンビボックス  
代表取締役 川島 陽士

## 新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社オクダホールディングス（住所三重県名張市鴻之台二番町一二六）に対して当社の人事雇用（外国人雇用を含む）事業に関する権利義務を、株式会社伊賀牛オクダ（住所三重県名張市鴻之台二番町一二六）に対して当社の精肉、食肉加工販売及び輸出、飲食業（名張市）他の事業に関する権利義務を、株式会社ステーキハウスGrazie（住所三重県名張市鴻之台二番町一二六）に対して当社の飲食店業（伊賀市）に関する権利義務を、株式会社問屋北佐（住所三重県名張市鴻之台二番町一二六）に対して当社の食品卸売業、給食業務及び飲食物の提供に関する権利業務を承継することにいたしましたので公表します。

当社の株主総会の承認決議は令和七年二月十五日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。  
令和七年四月二十五日

三重県名張市鴻之台一番町一二六  
有限公司精肉のオクダ

代表取締役 奥田 哲也

組織変更公告  
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
令和七年四月二十五日

令和七年四月二十五日

埼玉県朝霞市三原三丁目三一一番九一二〇七号

シャルー合同会社

代表社員 高橋 深雪

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

千葉県市川市行徳駅前二丁目二一一番一三一  
二〇五号 合同会社 miroku  
代表社員 本間 宏揮

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

大阪府堺市堺区中安井町三丁目二一一番一三一  
二〇五号 グラン堺東六F-E  
アルカラソリューション合同会社  
代表社員 松田 信祐

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷  
道玄坂東急ビル二F-C 合同会社 Emocri  
代表社員 大津 薫平

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

nulhouse合同会社  
代表社員 小松 真

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号二F  
佐藤鑑定合同会社  
代表社員 佐藤 勇一

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

熊本県上天草市龍ヶ岳町樋島五六番地五三  
合資会社森森平海運  
代表社員 森平 義繼

## 組織変更公告

当農事組合法人は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

鹿児島県霧島市隼人町松永五二四二番地二  
農事組合法人霧島さくら農園  
理事 下田 勝

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

令和七年四月二十五日

愛知県岡崎市能見通一丁目六一番地ウメムラビル一F 合同会社 hakuto

代表社員 加藤 玲於

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

沖縄県宮古島市平良字東仲宗根五六四番地の八 太平タクシーアイ名会社  
代表社員 宇座 憲次

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

東京都港区港南二丁目一五番三号  
（甲）アボロリンク株式会社  
代表取締役 渡邊 信彦

## 効力発生日変更公告

左記会社は、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社とする吸収分割について、効力発生日を令和七年五月一日から令和七年五月十二日に変更いたしましたので公表します。

令和七年四月二十五日

東京都墨田区両国二丁目一〇番一四号  
(乙) 出光クレジット株式会社  
代表取締役 二ノ倉 努

## 効力発生日変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

奈良県天理市守目堂町三〇〇番地  
nulhouse合同会社  
代表社員 小松 真

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

東京都墨田区両国二丁目一〇番一四号  
（甲）アボロリンク株式会社  
代表取締役 渡邊 信彦

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

東京都港区六本木六丁目一五番一号  
六本木ヒルズけやき坂テラス三階  
株式会社ハレの日  
代表取締役 山口 益広

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十二億三千百十八万三千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

東京都杉並区永福三丁目三五番一号  
日生プロパティ合同会社  
代表社員 星野 憲孝

## 組織変更公告

当農事組合法人は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

三重県名張市鴻之台一番町一二六  
有限公司精肉のオクダ

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

東京都大田区田園調布三丁目二〇番一〇号  
有限会社明光  
取締役 寺田 綾子

令和七年四月二十五日

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

沖縄県宮古島市平良字東仲宗根五六四番地の八 太平タクシーアイ名会社  
代表社員 宇座 憲次

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

東京都港区港南二丁目一五番三号  
（甲）アボロリンク株式会社  
代表取締役 渡邊 信彦

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

東京都墨田区両国二丁目一〇番一四号  
(乙) 出光クレジット株式会社  
代表取締役 二ノ倉 努

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

東京都墨田区両国二丁目一〇番一四号  
（甲）アボロリンク株式会社  
代表取締役 渡邊 信彦

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

東京都墨田区両国二丁目一〇番一四号  
（乙）出光クレジット株式会社  
代表取締役 二ノ倉 努

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

東京都墨田区両国二丁目一〇番一四号  
（甲）アボロリンク株式会社  
代表取締役 渡邊 信彦

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

東京都墨田区両国二丁目一〇番一四号  
（乙）出光クレジット株式会社  
代表取締役 二ノ倉 努

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

東京都墨田区両国二丁目一〇番一四号  
（甲）アボロリンク株式会社  
代表取締役 渡邊 信彦

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

東京都墨田区両国二丁目一〇番一四号  
（乙）出光クレジット株式会社  
代表取締役 二ノ倉 努

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日

東京都墨田区両国二丁目一〇番一四号  
（甲）アボロリンク株式会社  
代表取締役 渡邊 信彦

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十五日



